

令和5年度

年報

ANNUAL REPORT

八尾市保健所

《 目 次 》

第 1 章 総論

1	沿革	1
2	市の概況	4
3	保健所活動の指標	5
4	組織表	6
	I 組織	6
	II 事務分掌	6
5	現員表	8
6	敷地及び施設平面図	9

第 2 章 事務概要

事務事業の概要	10
I 令和 5 年度の主要事業	10
II 保健企画課事務概要	14
III 保健衛生課事務概要	29
IV 保健予防課事務概要	42
八尾市健康まちづくり宣言	56

第 1 章 総論

1 沿革

昭和12年 4 月 5 日	保健所法制定
昭和14年 4 月 5 日	大阪府立八尾保健所として設置される。 保健所法（昭和12年 4 月 5 日公布）に基づく府下第 2 番目の保健所であり、中河内郡の一部、南河内郡志紀村、国分町が管轄区域となる。
昭和22年 9 月 5 日	保健所法改正
昭和24年 4 月 1 日	大阪府廳に指定される（昭和55年 3 月31日廃止）。
昭和24年 7 月 1 日	優生保護法に基づく優生保護相談所を併設
昭和24年 8 月24日	名称を大阪府八尾保健所と改称される。
昭和24年10月 1 日	性病診療所が併設される。
昭和26年11月 1 日	結核予防法に基づく結核診査協議会が設置される。
昭和30年 2 月23日	保健所法に基づく保健所運営協議会が設置される。
昭和30年 4 月 1 日	中河内郡長吉村、瓜破村、矢田村、加美村、巽町は大阪市に合併され、八尾市、柏原町、国分町、志紀町の一市三町が管轄区域となる。
昭和31年10月 1 日	南河内郡国分町が中河内郡柏原町に合併される。
昭和32年 4 月 1 日	南河内郡志紀町が八尾市に合併される。
昭和33年10月 1 日	中河内郡柏原町が市制実施に伴い柏原市となる。
昭和34年 3 月 1 日	性病診療所が廃止される。
昭和38年 7 月12日	庁舎改築のため仮庁舎に移転（八尾市本町五丁目205番地 元大和銀行八尾支店店舗跡）
昭和39年 6 月30日	新庁舎完成
昭和46年 4 月 1 日	八尾保健所柏原支所が設置される。

昭和47年 4 月 1 日	当所内に、財団法人大阪成人病予防協会の中河内地区集団検診事業所が設置される。
昭和55年 4 月 1 日	大阪府指定出先機関に指定される。
昭和62年 3 月 31 日	当所内の、財団法人大阪成人病予防協会の中河内地区集団検診事業所が廃止される。
昭和63年 4 月 1 日	保健福祉医療の総合サービスの提供のため、保健所に「保健福祉推進室」が設置される。
平成 6 年 6 月 30 日	地域保健法制定
平成 7 年 1 月 1 日	衛生課所管の生活衛生業務の一部が、管轄広域保健所である藤井寺保健所に移管される。
平成 9 年 4 月 1 日	地域保健法施行 地域保健法の施行に伴い、母子保健事業及び栄養事業の一部が八尾市及び柏原市に移管される。
平成12年 4 月 1 日	保健所組織の再編により府内15保健所に統合され、大阪府八尾保健所は「大阪府八尾府民健康プラザ」、柏原支所は「大阪府柏原府民健康プラザ」と称する。 また、総務課と保健福祉推進室を統合して「企画調整課」を設置し、保健予防課を「地域保健課」に改称する。
平成14年 4 月 1 日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、精神保健事業の一部が八尾市及び柏原市に移管される。
平成16年 3 月 31 日	大阪府柏原府民健康プラザが廃止される。 大阪府八尾府民健康プラザの名称が廃止される。
平成16年 4 月 1 日	保健所の専門的・広域的機能の強化を図るため、大阪府八尾保健所柏原支所を大阪府八尾保健所（本所）に統合する。 保健所体制の再編に伴い、健康危機事象に迅速・的確に対応するため、医師を長とする所内横断的な健康危機管理チームを設置する。 大阪府財務規則の改正により、予算執行機関として指定される。
平成21年10月15日	保健所耐震補強工事完了

平成24年 4 月 1 日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「第2次一括法」という。）により、墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務が八尾市・柏原市に事務移譲される。 また、大阪版地方分権推進制度により、浄化槽法に基づく業務が八尾市に事務移譲される。
平成25年 2 月28日	八尾市との土地交換により敷地のすべてが府有地となる。
平成25年 4 月 1 日	第2次一括法により、水道法に基づく業務が八尾市及び柏原市に事務移譲される。
平成25年 4 月 1 日	母子保健法等の改正により、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児療育医療及び自立支援（育成）医療の給付事務が八尾市及び柏原市に移譲となる。
平成26年 4 月 1 日	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく業務が、環境農林水産部動物愛護畜産課動物管理指導所藤井寺分室に移管される。
平成28年 2 月28日	空調設備改修工事完了
平成28年 3 月 7 日	八尾保健所内部改修工事完了
平成30年 4 月 1 日	中核市移行に伴い八尾市保健所を開設する。 （柏原市管内は大阪府藤井寺保健所へ事務移管する）
令和 2 年 2 月12日	屋上防水改修工事完了
令和 3 年 4 月 1 日	保健企画課の課内室として健康まちづくり科学センターを設置する。

2 市の概況

八尾市は、大阪府の中央部東寄りに位置し、面積41.72km²、人口約26万2千人。西は大阪市に、北は東大阪市に、南は柏原市・松原市・藤井寺市に、東は生駒山系を境にして奈良県に接しており、高安・信貴の山々や大和川に囲まれた豊かな自然環境を有している。また、大阪都心に近接する利便性の高さを活かした産業の盛んな都市で、平成30年4月には市制施行70周年を迎えるなど、発展を続けてきた。

○河内音頭のふるさと

八尾市は「河内音頭発祥の地」といわれ、夏は市内各所に櫓が立ち、幾重にも広がる踊りの輪へと人々を誘う。夏の風物詩として盛大に開催される八尾河内音頭まつりは、市内外から訪れる多くの人々で賑わい、平成29年には「盆踊りを一斉に踊る最多人数」「浴衣を着た最大人数」の世界記録を達成した。

○豊かな歴史資産

日本最古の書『古事記』にも記された高安山。その山麓は、古くから人々が暮らす里山で、歴史資産の宝庫。中でも中河内最大の前方後円墳である「心合寺山古墳」や200基以上もの横穴式石室が集中する「高安千塚古墳群」は国史跡に指定され、全国的に知られる。さらに平成29年には、称徳天皇と道鏡が建てたとされる由義寺の塔基壇が発見され、翌年「由義寺跡」として国史跡に指定された。

ほかにも聖徳太子ゆかりの寺として有名な大聖勝軍寺や、室町時代から戦国時代にかけての古い町屋の面影が残る久宝寺寺内町をはじめ、まちの中にも多くの歴史資産が残り、市民に親しまれている。

○盛んなものづくり

八尾市は中小企業を中心に、高度な技術力と製品開発力を誇るものづくりのまち。オンライン技術の企業が多く、地場産業の歯ブラシ産業をはじめ、金属製品や電子機器など最先端技術に至るまで、匠の技が光る。製造品出荷額等は府内第4位（令和元年中）を誇り、活力にあふれている。また、企業の巧みな技を体験できる施設「みせるばやお」は、さまざまなワークショップや展示などを楽しむ多くの家族連れで賑わっている。

本市は、平成30年4月の中核市移行に伴う保健所の設置を契機として、これまで地域とともに取り組んできた健康づくりをより一層推進するため、「八尾市健康まちづくり宣言」を策定。当保健所としても、行政機関や医療機関、地域団体等との緊密な連携のもと、市域における公衆衛生の向上に努めている。



3 保健所活動の指標

項 目				八尾市	大阪府
面積 (km ²)				41.72	1,905.34
人口 (人)		男		124,040	4,204,012
		女		137,544	4,583,402
		計		261,584	8,787,414
世帯数				115,493	4,209,056
人口密度 (人/km ²)				6,270	4,612
65歳以上人口の割合 (%)				28.4	27.2
75歳以上人口の割合 (%)				16.1	15.0
医療施設	病院	一般病院		10	467
		精神科病院		1	39
	診療所	一般	数	218	8,821
			1施設あたり人口	1199.9	996.2
		歯科	数	138	5,468
			1施設あたり人口	1895.5	1,607.1
人口動態	出生	実 数		1,711	57,315
		人口千対率		7.0	6.7
	死亡	実 数		3,415	106,277
		人口千対率		13.1	12.5
	乳児死亡 (再掲)	実 数		3	100
		出生千対率		1.8	1.7
	新生児死亡 (再掲)	実 数		0	44
		出生千対率		0	0.8
	自然増加	実 数		△1,704	△48,962
		人口千対率		△6.5	△5.7
人口動態	主要死因別状況	悪性新生物	実 数	854	26,901
			人口10万対率	326.5	306.1
		心 疾 患	実 数	612	17,394
			人口10万対率	234.0	197.9
		肺 炎	実 数	201	5,912
			人口10万対率	76.8	67.3
		脳血管疾患	実 数	172	5,963
			人口10万対率	65.8	67.9
		不慮の事故	実 数	75	2,730
			人口10万対率	28.7	31.1
		自 殺	実 数	55	1,626
			人口10万対率	21.0	18.5

※補足

(1)面積は、令和４年10月１日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より）

(2)人口、世帯数、人口密度、65歳以上・75歳以上人口の割合は、令和４年10月１日現在（大阪府総務部統計課「大阪府の推計人口」より）。

(3)医療施設の数値は、令和４年10月１日現在（厚生労働省「医療施設調査」より）。

(4)人口動態の数値は、厚生労働省「人口動態統計（令和４年）」より。

(5)各比率については、次の基準を用いて独自に算出している。

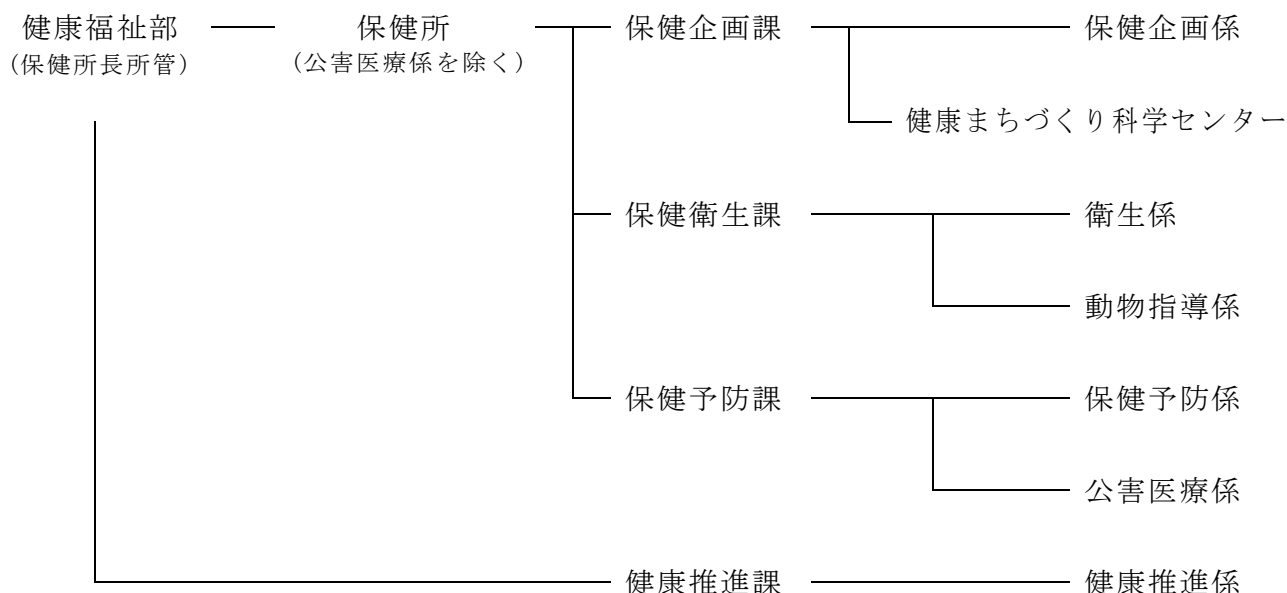
・医療施設・人口動態の数値では、基準人口に(2)の人口（八尾市261,584人、大阪府8,787,414人）を使用している。

・死産の比率算出に用いた出産数は、出生＋死産の数である。

4 組織表

I 組織

（令和６年３月31日現在）



II 事務分掌

保健企画課

保健企画係

- (1)保健所に係る事務の総合調整に関すること。
- (2)保健衛生に係る調査及び統計に関すること。
- (3)健康危機管理の総括に関すること。
- (4)地域医療の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (5)特定給食施設等の栄養指導に関すること。
- (6)医療従事者の免許に関すること。
- (7)保健所庁舎に関すること。
- (8)医事及び薬事に関すること。

- (9)保健活動の総合調整等に関する事。
- (10)保健所内及び保健センター内の他課の所管に属しない事。

健康まちづくり科学センター

- (1)地域保健に係る情報の収集、整理及び調査研究に関する事。
- (2)地域の健康課題対策に係る調整及び総括に関する事。

保健衛生課

衛生係

- (1)食品衛生に関する事。
- (2)環境衛生に関する事。
- (3)保健衛生に係る試験及び検査に関する事。
- (4)専用水道及び簡易専用水道に関する事。
- (5)特設水道に関する事。
- (6)飲用井戸に関する事。
- (7)民泊事業者の届出等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

動物指導係

- (1)狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- (2)動物に係る相談及び関係機関との連絡調整に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3)飼犬の登録等に関する事。
- (4)飼犬の啓発指導に関する事。
- (5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣の捕獲の許可及び鳥獣の飼養の登録に関する事。

保健予防課

保健予防係

- (1)精神保健に関する事。
- (2)自殺予防に関する事。
- (3)感染症の対策及び予防（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (4)難病等の支援に関する事。
- (5)難病及び肝炎治療の医療費助成に関する事。
- (6)小児慢性特定疾病の医療費助成に関する事。
- (7)不育症治療の医療費助成に関する事。
- (8)原爆被爆者及びアスベスト健康被害救済給付の申請に関する事。

公害医療係

- (1)公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係る健康被害者の認定に関する事。
- (2)公害健康被害の補償給付に関する事。
- (3)公害健康被害認定診療報酬に関する事。
- (4)公害保健福祉事業に関する事。

(5)公害健康被害予防事業に関すること。

5 現員表

(令和6年3月31日現在)

区 分	職 種	保健所	保 健 企 画 課	保 健 衛 生 課	保 健 予 防 課	合 計
正 職 員	医師	1	1	-	1	3
	事務職員	1	9	3	5	18
	保健師	-	5	-	18	23
	診療放射線技師	-	-	-	2	2
	管理栄養士	-	1	1	-	2
	獣医師	-	-	4(1)	-	4(1)
	薬剤師	-	3(1)	7(2)	-	10(3)
	小 計	2	19(1)	16(3)	26	62(4)
会 計 年 度 任 用 職 員	保健師	-	-	-	3	3
	看護師	-	1	-	2	3
	管理栄養士	-	2	-	-	2
	医療相談員	-	1	-	-	1
	事務職員	-	3	2	10	15
	薬剤師	-	-	1	-	1
	理学療法士		1	-	-	1
	臨床検査技師		1	-	-	1
	小 計	-	9	3	15	27
合 計		2	28(1)	19(3)	41	89(4)

※ () 内は大阪府からの派遣職員数で内数

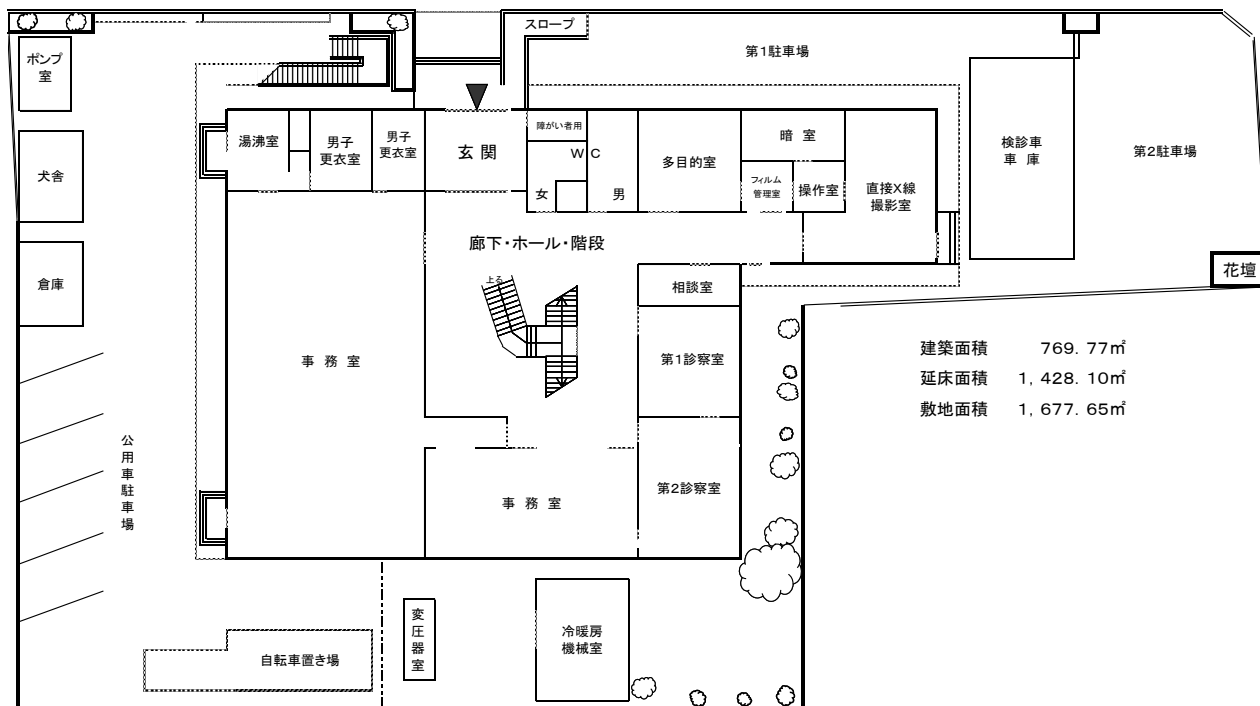
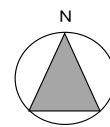
※保健予防課公害医療係を除く

6 敷地及び施設平面図

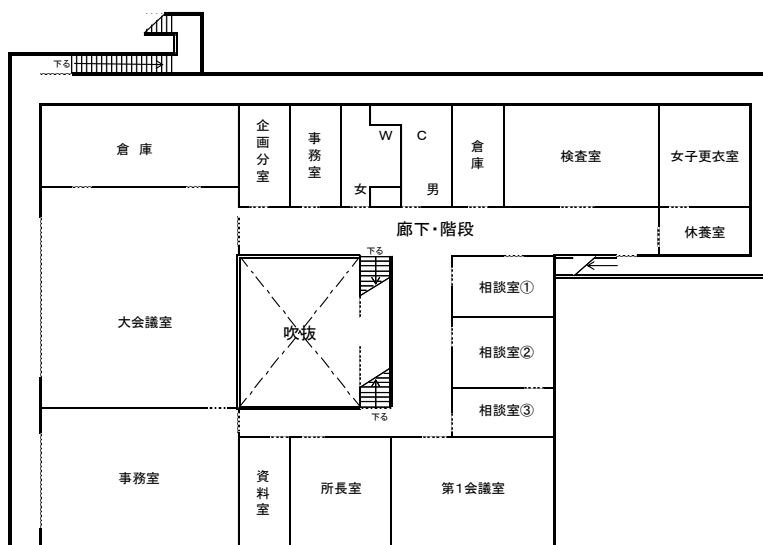
所在地 八尾市清水町一丁目2番5号

電話番号 保健企画課 072-994-0661
健康まちづくり科学センター 072-994-0665
保健衛生課 072-994-6643
保健予防課 072-994-6644

F A X 共 通 072-922-4965



1階平面図



2階平面図

第 2 章 事務概要

事務事業の概要

八尾市保健所は、専門的・広域的な公衆衛生、健康危機管理及び災害時における医療確保調整拠点として、医事・薬事、食品・環境衛生、感染症予防、精神保健及び難病支援等、市民の健康の保持・増進に向けた幅広い業務を行っている。

I 令和5年度の主要事業

1. 保健企画課

(1)健康危機事象への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震については、大阪府からの依頼に基づき、応援派遣者の調整を行い、本市職員8名が、大阪府DHEAT及び大阪府中核市合同公衆衛生チームとして、被災地の支援活動に従事した。

平時からの対応としては、八尾市内の新型コロナウイルス感染症まん延の全体像及び保健所の取り組みを振り返りまとめた「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応に関する検証報告書～今後の感染症によるパンデミックに向けて～」を八尾市保健所で作成した。

また、新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取り組みを踏まえるとともに、次の感染症危機に備えるため、令和4年12月に公布された改正感染症法により、都道府県は改正感染症法に基づく予防計画（以下、「予防計画」という。）の改定を行うとともに、保健所設置市は都道府県計画を踏まえた新たな予防計画を策定することが義務付けられた。本市においても、基本指針や府予防計画、「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応に関する検証報告書～今後の感染症によるパンデミックに向けて～」をはじめ、府連携協議会での協議を踏まえつつ、パブリックコメントの実施や八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会での審議を経て、新たに感染症予防計画を策定した。

訓練及び研修については、能登半島地震での被災地支援活動の報告会や八尾市医師会・八尾市歯科医師会・八尾市薬剤師会・八尾市保健所の安否確認に関する合同訓練等を実施した。

(2)中河内医療圏における医療提供体制に係る各種懇話会等への参画

大阪府医療計画に基づく医療提供体制及び医療連携体制等に関する施策の方向を中河内医療圏で検討するため、大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づき設置されている標記懇話会に参画した。なお、同懇話会のうち「医療病床懇話会」「歯科保健懇話会」については、大阪府の委託を受け本市が事務局を担っている。

(3)地域保健と職域保健の連携推進事業

地域保健と職域保健の関係機関が連携体制を構築することで、地域の健康課題の解決に向け方策を検討するとともに、生涯を通じた健康づくりを目的として「地域職域連携

推進連絡会」を開催した。

(4)受動喫煙防止対策事業

平成30年7月に健康増進法が一部改正（以下、「改正健康増進法」という。）され、平成31年3月に大阪府受動喫煙防止条例が制定されたことを受け、望まない受動喫煙の防止を図る取り組みを実施するとともに、広く周知啓発を行った。

また、改正健康増進法の経過措置に基づく既存飲食店に係る喫煙可能室設置の届出に関する業務を実施するとともに、飲食店をはじめとする施設等からの相談・問合せに対して助言や情報提供を行ったほか、市民から苦情・通報のあった飲食店等に対し、改正健康増進法に基づく指導・助言を行った。

(5)医薬品の適正使用等啓発事業

医療機関や薬局において後発医薬品を採用する際の参考となるよう、市内の病院、診療所及び薬局における薬効分類ごとの採用医薬品を調査し、その結果を取りまとめるとともに、医薬品の適正使用の方策について検討するため、八尾市医薬品適正使用に関する懇話会を開催した。

(6)八尾市健康まちづくり計画～健康日本21八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画～に基づく取り組みの推進

令和3年度に策定した同計画は、「みんなの健康をみんなで守る／市民が主役の健康づくり」という基本理念のもと「健康寿命の延伸」「健康コミュニティづくりの推進」を基本目標として設定し、その達成に向けて「一人ひとりの主体的な健康づくりの推進」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進」「市民の健康を支える地域づくりの推進」の3つの基本方針に従い、市民・地域・行政それぞれの具体的な取り組みを記載している。また、新たなテーマとして「健康寿命に影響するフレイル予防の推進」を設定し、健康課題を解決するための方策として「八尾市健康づくり大作戦」を打ち出し、「糖尿病予防」「フレイル予防」に重点的に取り組むこととしており、計画に基づき、関係機関や関係課等と連携するほか、公民連携の手法も活用して取り組みを推進している。

令和5年度においては、11月14日から12月末までの期間を「八尾市健康づくり大作戦」の一環として糖尿病対策の取り組み強化期間と位置づけ、「八尾市糖尿病予防集中キャンペーン」として、また2月1日から2月末までの期間をフレイル対策の取り組み強化期間と位置づけ、「八尾市フレイル予防月間」として、それぞれ講演会やイベントなど、さまざまな取り組みを実施した。

(7)関係機関や関係課との連携による健康づくり事業

大阪大学大学院医学系研究科及び大阪健康安全基盤研究所との協定に基づき、健診・医療・介護等のデータ分析、並びに関係課と連携した糖尿病をはじめとする生活習慣病やフレイルなどの健康課題の解決に向けた取り組みを実施した。また、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、令和5年度から大阪府後期高齢者医療広域連合からの委託により、新たに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を開始した。具体的には、高齢者の

健康の保持増進・健康課題の明確化のため、健診・医療・介護等の利用が一定期間ない健康状態不明者に対するアウトリーチ支援、通いの場等でのフレイル予防のための支援など、健康づくり等の庁内関係部局が相互に連携した取り組みを実施した。

さらに、公民連携により市民の健康課題を解決するため、令和5年10月に「八尾市健康まちづくり共創協定」に基づく取り組みを開始し、令和6年1月には、市内事業所の健康経営の推進を図ることを目的として、明治安田生命保険相互会社と「健康経営推進に係る八尾市健康まちづくり共創協定」を締結した。

(8)八尾市衛生問題対策審議会の開催

令和5年11月9日に八尾市衛生問題対策審議会を開催し、「健康まちづくり科学センターの事業」「保健師の人材育成」「保健衛生課の事業」「保健予防課の事業」「健康推進課・健康保険課の事業」「八尾市保健所における新型コロナウイルス感染症対応」について報告し、意見聴取を行った。

2. 保健衛生課

(1)食品衛生監視指導事業

関係法令に基づく食品関係施設等の許認可業務を適正に実施するとともに「令和5年度八尾市食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒防止のための監視指導、大量調理施設等に対する施設の衛生管理、適正表示等の監視指導並びに食品関係施設等への立入検査及び収去検査を実施した。

さらに、食品等事業者に対して食品衛生講習会を実施し、HACCPの取組支援や食中毒、違反食品の流通の予防を図るとともに、地域行事等における臨時出店届出時等の機会を通じ、市民に対する食品衛生に関する知識の普及啓発に努めた。

(2)環境衛生監視指導事業

興行場、旅館、公衆浴場（温泉を含む）、理容所、美容所、クリーニング所、建築物の衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物など身近な環境衛生関係施設に対して監視指導を行うことにより、公衆衛生の向上を図った。特に、公衆浴場やプール施設の採暖槽についてはレジオネラ属菌検査を実施し、レジオネラ症発生予防に努めた。

さらに、衛生害虫等の相談に対応するとともに、蚊媒介感染症のまん延防止対策の一環として、ウイルスを媒介する蚊のサーベイランスを実施した。

また、家庭用品規制法に基づき試買検査を実施し、健康被害の未然防止に努めた。

(3)水道法に基づく専用水道・簡易専用水道に関する衛生指導事業

専用水道、特設水道における確認申請等に関する相談業務及び監視指導業務を行うとともに、簡易専用水道においては届出受付、法定検査結果に伴う指導等の業務を行った。

(4)試験検査事業

食品衛生関係では「令和5年度八尾市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品中の添加物や微生物の収去検査を実施することで、衛生上の被害発生の防止に努めた。また、食中

毒（疑い）発生時には、患者及び施設調査を徹底し、迅速な検査により原因菌等を特定することでその拡大とまん延の防止を図った。

一方、環境衛生関係では、専用水道、遊泳場、公衆浴場等の水質検査を実施し、水質基準の遵守状況を把握するとともに、感染症の発生防止に努めた。また、家庭用品は乳幼児用繊維製品等のホルムアルデヒド検査を実施し、健康被害の防止に努めた。

(5)動物愛護推進事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の適正な飼養に係る啓発・指導を行うとともに、ペット動物の適正飼養の普及啓発を図った。また、前年度に引き続き、飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術費用の一部を助成し、地域や愛護団体等とともに不幸な命を増やさない取り組みを推進した。

さらに、野良猫による生活環境被害の防止対策として、超音波を発生させる猫除け器の貸出や木酢液の提供等を実施するとともに、猫除け対策の周知や不適切に餌を与える方に対しての指導啓発を行った。

(6)狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、犬の所有者からの申請により、取得した犬の登録及び鑑札の交付を行うとともに、狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に狂犬病予防注射済票の交付を行った。また、市内の6会場において集合注射を実施したほか、手数料の収入確保及び犬の所有者の利便性を考慮し、大阪府獣医師会に属する本市内の動物病院に、飼犬登録及び狂犬病予防注射済票交付の事務を委託した。

3. 保健予防課（公害医療係を除く）

(1)感染症対策事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づき、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び行政指導の実施等に取り組み、感染症のまん延防止に努めた。

特に、新型コロナウイルス感染症対策においては、「新型コロナ自宅療養者等専用ダイヤル」（コールセンター）等による、自宅療養者等からの相談・問合せの対応や高齢者施設等の集団発生時には感染拡大防止に努めた。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行した後も、引き続き市ホームページにて定点把握による発生状況を掲載し、市民及び関係機関に対し、予防対策の普及啓発に努めた。

結核対策においては、結核患者の治療完遂を目的に、服薬指導を軸とした個別支援、治療成績評価、結核に係る定期健康診断実施報告書の提出啓発等を含む、包括的な結核対策に努めた。

(2)精神保健事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）に基づき、精神障がい者及びその家族等を対象に、精神科医療機関への受療や通院継続を中心とした相談について、精神科嘱託医、保健師及びケースワーカーによる面接・訪問等を実

施した。また、個々の健康状態や生活状況に応じ、医療機関や福祉サービス事業者の支援につなげた。

(3)自殺対策事業

自殺対策推進計画に基づき自殺対策の総合的・効果的な推進を図った。また、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、市民を対象として自殺予防に関する正しい知識と相談窓口の周知を目的に普及啓発を行うとともに、自殺を考えるほど思い悩んでいる人やその周囲にいる人に気づき、見守り、適切な窓口等につなぐためのゲートキーパーを養成する講座の開催や自殺予防のための八尾市こころといのちの相談等を実施した。

(4)不育症治療費助成事業

不育症治療費助成事業は、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症の方で、出産を希望する世帯を広く支援するため、先進医療として行う不育症検査や保険適用外治療費の一部を助成した。

(5)小児慢性特定疾病医療費助成事業

指定医療機関や指定医の申請に基づき、指定等の手続きを実施するとともに、小児慢性特定疾病対策審査会を開催して支給認定審査を実施し、承認を得た者に対して医療受給者証の発行を行った。また、疾病や療養状況等により保健師が面接を行い、健康推進課、障がい福祉課及びこども総合支援課等の関係課並びに医療機関及び訪問看護ステーション等とも連携し支援につなげた。

(6)難病対策事業

円滑な申請受けと大阪府への経由事務に努めた。また、新規及び更新申請者については、保健師が面接等を実施して療養状況の把握を行うとともに、支援の必要な難病患者家族に対し、保健師や専門医療職による訪問相談等の実施やケース検討会への参加を通じ、個別支援の充実に努めた。

(7)人工呼吸器等在宅難病児者の災害時対応

災害時に備え、当課で把握している人工呼吸器を常時装着している難病等児者には平常時から「災害時基本情報シート」を対象者と共有し支援を行った。

Ⅱ 保健企画課事務概要

1. 総務企画担当（根拠法令：地域保健法、健康増進法等）

(1)災害対応

10ページ記載の対応のほか、災害への備えとして、災害備蓄物品の整備を行った。

(2)中河内医療圏における医療提供体制に係る各種懇話会等への参画

①概要

大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づき設置される懇話会等は、大阪府の委託を受け、本市が一部の懇話会等について事務局を担っている。懇話会では、地域医療構想をはじめ、中河内医療圏における医療提供体制について、保健医療関係者が意見交換、懇談等を実施している。

②開催状況

会議名（事務局）	開催日	出席 委員数	会 議 内 容
中河内 在宅医療懇話会 （東大阪市保健所）	令和5年 11月2日	21名	・第8次大阪府保健医療計画（在宅医療分野）圏域編（案）について ・在宅医療にかかる連携について ・地域医療総合確保基金事業について ほか
中河内救急懇話会 （東大阪市保健所）	令和6年 1月22日	13名	・第8次大阪府保健医療計画（救急医療分野）（案）について ・ORION分析データについて ・実施基準検証会議について ほか
中河内 精神医療懇話会 （東大阪市保健所）	令和5年 12月27日	10名	・中河内二次医療圏における精神医療の現状及び地域の課題について ・中河内二次医療圏における自殺の概要について ほか
中河内 医療・病床懇話会 （八尾市保健所）	令和6年 1月17日	16名	・第8次大阪府医療計画の概要と基準病床数について ・新興感染症の協定締結の状況について ・第7次大阪府医療計画最終評価・第8次大阪府医療計画圏域編（案）について ほか
中河内薬事懇話会 （藤井寺保健所） ※南河内と合同開催	令和6年 1月31日	24名	・第8次大阪府医療計画（府域版）素案の概要について ・薬局の在宅医療推進事業（地域医療介護総合確保基金事業）について ほか
中河内 保健医療協議会 （藤井寺保健所）	（1回目） 令和5年 7月19日 （2回目） 令和6年 2月9日	（1回目） 24名 （2回目） 23名	（1回目） ・第8次大阪府医療計画策定に向けた考え方について ・紹介受診重点医療機関の選定について ・在宅医療 について ほか （2回目） ・第8次大阪府医療計画の概要と基準病床数について ・新興感染症の協定締結の状況について ・第7次大阪府医療計画最終評価・第8次大阪府医療計画圏域編（案）について ほか

※中河内歯科保健懇話会（八尾市保健所）は中止。

③中河内圏域 脳卒中等地域連携クリティカルパス検討会等

①概要

大阪府保健医療計画に基づき、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に関する切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的に、中河内圏域では疾病ごとに検討会を開催している。脳卒中等については、大阪府の委託を受けて本市が事務局を担い、中河内圏域の医療連携の推進を図っている。

②開催状況

- ・令和５年度 中河内圏域脳卒中等地域連携クリティカルパス検討会

開催日	場 所	出 席 委員数	会 議 内 容
令和 6 年 3 月 15 日	八尾 市役所	11名	・令和４年度のパス運用状況の報告 ・令和５年度中河内脳卒中等地域連携クリティカルパスの運用状況について ・令和６年度以降の連絡会に代わる会議体について

- ・令和５年度 中河内圏域脳卒中等地域連携クリティカルパス連絡会

開催日	場 所	参加機関	会 議 内 容
令和 5 年 6 月 22 日	ウェブ	急性期機関：７機関 回復期機関：７機関 オブザーバー：１機関	・連絡会設置要綱に基づく連絡会代表の選出について ・令和４年度（12月～３月分）脳卒中及び大腿骨頸部骨折地域連携パスの状況 ・令和４年度中河内圏域脳卒中等地域連携クリティカルパス検討会について
令和 5 年 10月 26 日	ウェブ	急性期機関：７機関 回復期機関：７機関 オブザーバー：１機関	・令和４年度中河内圏域脳卒中等連携パスの運用状況 ・令和６年度以降の連絡会に代わる会議についてのアンケート集計等のご報告 ・令和６年度以降の連絡会に代わる会議のあり方について（意見交換）
令和 6 年 2 月 22 日	ウェブ	急性期機関：７機関 回復期機関：７機関 オブザーバー：１機関	・令和５年度中河内圏域脳卒中等地域連携クリティカルパス検討会について ・令和６年度以降の連絡会に代わる会議体について（意見交換）

(4)地域保健と職域保健の連携の推進

①概要

地域保健と職域保健が連携することで、自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源を相互活用、または保健事業の共同実施等により連携体制を構築し、働く世代の健康づくりを継続的に支援していく。

②内容

地域保健と職域保健の関係機関が連携体制を構築することで、地域の健康課題の解決に向け方策を検討するとともに、生涯を通じた健康づくりを目的として、「地域職域連携推進連絡会」を開催した。

(5)受動喫煙防止対策

①概要

望まない受動喫煙の防止を図るため、改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づき、関係各所と連携しながら市民の受動喫煙防止対策に取り組んだ。

②内容

- ・大阪府・保健所設置市連絡調整会議（２回）
- ・受動喫煙防止及び世界禁煙デーに関する普及啓発

・喫煙可能室設置届出及び受動喫煙防止に係る相談・苦情対応

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
届出	1	0	0	0	1	0	24	0	0	0	0	0	26
相談	1	1	2	0	0	3	3	1	0	0	0	0	11
苦情	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	5

(6)所内研修会の開催

①概要

保健所全体で取り組むべき職務内容の共有と人材育成を目的とする。

②内容

開催日	テーマ	講師	対象
令和5年5月	保健所研修	保健所担当者	異動による保健所転入者等

(7)実習生受入に関する事務及び学習指導

①目的

臨床研修医、医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士及び精神保健福祉士等の養成課程（主に学生）の実習を受け入れ、指導を行うことにより、講義で学んだ知識や技術の習得・向上を図る場を提供するとともに、将来の公衆衛生行政を担う人材の育成を図る。

②内容

区分	施設名	期間	日数	人員	指導内容
医師	大阪大学	4月13日～10月12日	14	2	保健行政
	自治医科大学	11月13日～17日	5	3	
保健師	四天王寺大学	5月29日～6月23日	15	5	地域看護
	大阪公立大学	8月23日～9月22日	15	5	
管理栄養士	大阪樟蔭女子大学	8月14日～18日、8月21日	5	7	公衆栄養
		8月14日、9月5日～9月8日	5	7	
		8月14日、9月12日～15日	5	7	

(8)統計事務

名 称	調査の概要・目的	令和4年度実績
人口動態調査	人口動態事象（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）を把握し、人口及び厚生労働施策の基礎資料を得る。	毎月報告
国民生活基礎調査（世帯票）	保健、医療、福祉、年金、所得等に関する実態を世帯面から総合的に把握するとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	調査基準日：令和5年6月1日 調査地区：3地区 対象：161世帯
社会保障・人口問題基本調査（第9回人口移動調査）	ライフイベント（出生・進学・就職・結婚等）ごとの居住地、現住地への移動理由や将来の移動可能性、別の世帯にいる家族の居住地などに関する情報を継続的に調査し、わが国の人口移動の動向と要因を明らかにするとともに、将来の移動の傾向を見通すための基礎データを得る。	調査基準日：令和5年7月1日 調査地区：3地区 対象：144世帯
医療施設動態調査	病院・診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	毎月報告 対象：医療法上の届出があった医療施設
医療施設静態調査（3年周期）		調査基準日：令和5年10月1日 対象：医療法上の届出があった医療施設
患者調査（3年周期）	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	調査基準日： 入院 令和5年10月17日～19日 退院 令和5年9月1日～30日 対象：病院8施設、診療所1施設
病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握する。	毎月報告 対象：市内11病院
乳幼児身体発育調査	全国的に乳幼児の身体発育の状態やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資する。	調査基準日：令和5年9月16日 対象地区：2地区（調査対象が生後14日以上1歳未満の乳児の地区）、4地区（調査対象が生後14日以上小学校就学前の全乳幼児の地区） 対象：302世帯
国民健康・栄養調査	身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	調査基準日：令和5年11月1日 対象地区：1地区 対象：23世帯

(9)住民栄養指導

①集団指導

対象区分	内 容	回数	人数
成人期	八尾市食生活改善推進員研修会「災害時の食について」	1	18

②イベントでの啓発・指導

名 称	内 容	対 象	回数	人数
健康・医療・福祉展	バランスの良い食事について	市 民	1	401
西山本地区防災訓練	災害時の食について	市 民	1	74

(10)特定給食施設等指導

①概要

特定多数の者に対して継続的に食事を提供する施設（１回100食以上または１日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」という。特定給食施設以外の給食施設を「その他の給食施設」及び「小規模給食施設」とする。）に対して、健康増進法に基づき、施設管理者及び給食関係者等に栄養改善の見地から必要な指導を行い、給食内容の向上を図るとともに、喫食者に対しても給食を通じた健康づくりを推進する。

②個別指導（巡回指導含む）

		栄養士のいる施設		栄養士のいない施設		合 計	
		施設数	指導数	施設数	指導数	施設数	指導数
特定給食施設	学校	32	-	14	-	46	-
	病院	10	13	-	-	10	13
	介護老人保健施設	5	3	-	-	5	3
	老人福祉施設	12	9	-	-	12	9
	児童福祉施設	24	20	11	12	35	32
	社会福祉施設	1	-	-	-	1	-
	事業所	4	2	7	4	11	6
	自衛隊	1	2	-	-	1	2
	一般給食センター	8	6	2	5	10	11
	小 計	97	55	34	21	131	76
その他の給食施設	学校	-	-	6	-	6	-
	病院	1	1	-	-	1	1
	介護医療院	2	1	-	-	2	1
	老人福祉施設	10	5	-	-	10	5
	児童福祉施設	4	1	1	2	5	3
	社会福祉施設	4	-	-	-	4	-
	事業所	-	-	10	-	10	-
	寄宿舍	1	-	-	-	1	-
	その他	2	-	4	4	6	4
	小 計	24	8	21	6	45	14
小規模給食施設		8	2	8	-	16	2
合 計		129	65	63	27	192	92

③管理栄養士必置特定給食施設指定数

	病 院	事業所	一般給食センター	合 計
厚生労働大臣の指定基準該当施設数	3	1	9	13

④集団指導

・大阪府・政令指定都市・中核市等の合同実施分

名 称	主な内容	回 数	施設数	人 数
特定給食講演会	日本人の栄養・食生活の課題 ～国民健康・栄養調査からわかってきたこと～	1	35	35

⑤特定給食研究会への指導・支援

名 称	主な内容	延べ回数	延べ施設数	延べ人数
八尾市保健所管内 特定給食研究会	総会における情報提供	1	53	53
	全体研修会	3	60	63
	役員会	5	36	36

(11)地域活動栄養士の活動支援・指導

名 称	主な内容	回 数	延べ人数
栄養アドバイザーやお	・ 総会等における情報提供 ・ 地域での栄養改善事業について ・ 健康・医療・福祉展について	12	38

(12)食環境づくり推進事業

①うちのお店も健康づくり応援団

(大阪府・政令指定都市・中核市等で合同実施。数値については八尾市保健所管内分)

・ 概要

生活習慣病予防の1次予防に重点を置いた運動の一環として、食を取り巻く環境づくりを整備するため、飲食店、スーパーマーケット及びコンビニエンスストア等を介した健康づくりの推進を図る。なお、ヘルシー外食コンテストについては、本市からの応募はなかった。

・ 個別指導

	店舗数
健康づくり協力店「うちのお店も健康づくり応援団」新規承認店舗数	1
承認店舗数	178

(13)食品表示（食品表示法・健康増進法）に関する監視指導・相談

	件 数		件 数
立入検査	30	相談・指導	21

2. 医事薬事担当

(1)医事関係施設数（根拠法令：医療法、死体解剖保存法、臨床検査技師等に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法）（放射線関係は別掲）

（令和6年3月末現在）

	病 院	医科診療所	歯科診療所	助産所	衛生検査所	施術所	歯科技工所	計
令和5年度	11	215	138	15	0	505	64	948
令和4年度	11	218	136	14	0	496	64	939

(2)医事関係事務取扱状況

①手数料を要するもの

項 目		令和 4 年度		令和 5 年度	
		処理数	手数料	処理数	手数料
病 院	開 設 許 可（手数料41,000円）	0	0円	0	0円
	使用前検査（手数料43,000円）	26	1,118,000円	14	602,000円
	自 主 検 査（手数料12,400円）	0	0円	0	0円
診療所	開 設 許 可（手数料18,000円）	6	108,000円	7	126,000円
	使用前検査（手数料22,000円）	0	0円	0	0円
	自 主 検 査（手数料10,500円）	0	0円	0	0円
助産所	開 設 許 可（手数料11,000円）	0	0円	0	0円
	使用前検査（手数料16,000円）	0	0円	0	0円
死体保存許可（手数料2,900円）		0	0円	0	0円
衛生検査所登録関係（手数料80,000円）		0	0円	0	0円
合 計		32	1,226,000円	21	728,000円

②手数料を要しないもの

項 目	令和 4 年度		令和 5 年度	
	処理数	申請・届出に伴う立入検査件数	処理数	申請・届出に伴う立入検査件数
病 院 関 係	43	0	42	0
診 療 所 関 係	79	14	89	14
助 産 所 関 係	5	0	1	1
衛生検査所関係	0	0	0	0
施 術 所 関 係	107	28※	113	25※
歯科技工所関係	2	1	4	2
合 計	236	43	249	42

※施術所立入検査件数は、あはき、柔整の重複分を含む

(3)病院・診療所立入検査（医療監視）

①概要

医療法第25条第1項の規定に基づく、市内の病院及び診療所への立入検査。国が策定した立入検査要綱に基づき、医療従事者数、管理状況、帳簿記録管理等について検査を行い、その適正な確保に努めるもの。

②実施状況

令和4年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検査項目によって立入検査と書面検査とに分けて実施

令和5年度：新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常通りの立入検査を実施

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度		
	対象施設数	定例（回数）	臨時（回数）	対象施設数	定例（回数）	臨時（回数）
病院	11	11	－	11	11	－
有床診療所（6床以上）	4	1	－	4	2	－
療養病床診療所	0	－	－	0	－	－
透析診療所	7	3	－	7	1	－
他診療所	343	－	－	342	－	－

(4)医療相談

①概要

医療に関する相談や苦情に対応するとともに、医療の安全と信頼を高め、市内の医療機関における患者サービス及び医療の質の向上に資するため、医療相談窓口において相談事業を実施している。

②相談受付状況

令和4年度				令和5年度			
相談方法	件数	対象施設	件数	相談方法	件数	対象施設	件数
電話	96 (97.0%)	病院	47 (47.5%)	電話	180 (90.9%)	病院	82 (41.4%)
文書	0 (0.0%)	医科診療所	36 (36.3%)	文書	2 (1.0%)	医科診療所	74 (37.4%)
来所	3 (3.0%)	歯科診療所	7 (7.1%)	来所	15 (7.6%)	歯科診療所	11 (5.6%)
その他	0 (0.0%)	施術所その他	9 (9.1%)	その他	1 (0.5%)	施術所その他	31 (15.6%)
合計	99	合計	99	合計	198	合計	198

(5)医療放射線管理業務

①医療法に基づく許可・届出収受

区分	X線装置	治療装置	密封線源治療	同位元素	治験薬等
放射線診療装置の許可申請	14	1	0	1	0
放射線診療装置の届出	65	0	0	4	0
合計	79	1	0	5	0
令和4年度	60	0	0	2	0

②放射線関連相談業務

区分	被ばく相談	施設（設備）相談	その他
令和5年度	0	7	1
令和4年度	0	1	4

(6)毒物劇物等薬物中毒危機管理事業

保健所における危機管理業務の一環として、毒物劇物等薬物中毒発生時に迅速な対応が行えるよう、中河内地区の災害拠点病院における「毒物劇物等薬物中毒に対する解毒剤の備蓄状況調査」を大阪府藤井寺保健所生活衛生室薬事課と実施し、その結果及び連絡体制を関係機関（病院、警察、消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会）に情報提供した。

(7)薬事関係施設数（根拠法令：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法）（令和6年3月末現在）

薬局	店舗販売業	高度管理医療機器販売業・貸与業	管理医療機器販売業・貸与業	毒物劇物販売業	毒物劇物業務上取扱者	合計
110※1	57※2	139	497※3	92	2	897

※1 健康サポート薬局数：14

※2 特定販売を行うインターネットサイト数：9

※3 いわゆる“みなし”を含む

(8)薬事関係事務取扱状況

①手数料を要するもの

項 目			手数料(円)	件 数	
				令和 4 年度	令和 5 年度
医薬品販売業等 手数料	薬 局	新規	29,000	7	8
		更新	11,000	15	16
		許可証書換え交付	2,000	1	2
		許可証再交付	2,900	0	0
	製造販売業 薬局製造販売 医薬品	新規	6,300	0	0
		更新	4,000	1	3
		許可証書換え交付	2,000	0	0
		許可証再交付	2,900	0	0
		承認	90	0	0
		一部変更承認	90	0	0
		医薬品製造業 薬局製造販売	新規	11,000	0
	更新		5,600	1	3
	許可証書換え交付		2,000	0	0
	許可証再交付		2,900	0	0
	店舗販売業	新規	29,000	5	4
		更新	11,000	11	2
		許可証書換え交付	2,000	0	0
		許可証再交付	2,900	1	0
	販売業・貸与業 高度管理医療機器	新規	29,000	10	12
		更新	11,000	32	15
		許可証書換え交付	2,000	3	4
		許可証再交付	2,900	0	0
登録等手数料 毒物劇物販売業		新規	14,700	2	3
		更新	6,400	16	10
		許可証書換え交付	2,400	0	0
		許可証再交付	4,000	0	0
合 計				105	82
年度収入済額 (円)				1,428,300	1,207,900

②手数料を要しないもの

項 目	件 数	
	令和4年度	令和5年度
薬局関係	226	319
店舗販売業関係	174	183
高度管理医療機器販売業・貸与業関係	62	76
管理医療機器販売業・貸与業関係	51	82
毒物劇物販売業関係	13	6
毒物劇物業務上取扱者関係	0	0
合 計	526	666

(9)薬事監視指導

①概要

医薬品等の取り扱いについて、保健衛生上の適正化を図るため、薬局、医薬品販売業等関係施設に対して監視指導を行った。

②立入検査実施状況

業 種		令和 4 年度		令和 5 年度	
		業態数	立入検査数	業態数	立入検査数
医 薬 品	薬局	107	14	110	45
	店舗販売業	56	7	57	21
	薬局医薬品製造販売業	19	0	18	5
	薬局医薬品製造業	19	0	18	5
医療機器	高度管理医療機器等販売業・貸与業	132	24	139	55
	管理医療機器販売業・貸与業	483	15	497	43
小 計		816	60	839	174
毒物劇物	販売業（一般・農業用品目・特定品目）	90	6	92	16
	業務上取扱者（法第22条第1項）	2	0	2	0
小 計		92	6	94	16
合 計		908	66	933	190

③措置状況

種 別		件 数	
		令和 4 年度	令和 5 年度
廃棄命令		0	0
検査命令		0	0
改善命令		0	0
許可取消・登録取消（業務停止を含む）		0	0
口頭嚴重注意	報告書及び始末書を徴収したもの	1	2
	報告書を徴収したもの	0	1

(10)献血推進事業

①概要

八尾市献血推進協議会を中心に、各種団体の協力のもと、献血の推進に努めた。

②補助金の交付

八尾市献血推進協議会が実施する献血推進思想の普及・啓発及びその推進活動に対して、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。）に基づき、その円滑な活動運営のため必要な経費の一部を助成した。

③実施状況

実施日	対 象	場 所
令和5年7月 1日（土）	リノアス来場者・ 周辺の市民	献血 夏の街頭キャンペーン
令和5年12月 2日（土）	リノアス来場者・ 周辺の市民	献血 冬の街頭キャンペーン
令和6年3月	学校法人 大阪経済法律学園 大阪経済法科大学 令和6年度新入生（約1100人）	啓発リーフレット及び啓発テ ィッシュの配付

④広報活動

媒 体	概 要
献血啓発用ポスター及びリーフレット	市役所・保健所に掲示及び配架
広告付き番号案内表示機による行政情報の発信	「1月～2月は「はたちの献血」キャンペーン月間です！」（令和6年1月1日～令和6年1月31日）
保健所内のデジタルサイネージによる行政情報の発信	・「はたちの献血」「中学生向け」キャッチフレーズ（令和5年9月12日～令和5年9月27日） ・「大阪府献血推進月間」（令和5年12月1日～令和5年12月24日） ・「はたちの献血キャンペーン」（令和6年1月4日～令和6年2月29日）

(II)薬物乱用防止啓発事業

①概要

令和5年8月に厚生労働省が策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、薬物乱用防止事業の推進に努めた。

②薬物乱用防止に取り組む者を対象とした講習会等の開催状況

実施日	対 象	内容等
令和5年6月21日（水）	小学校・中学校において薬物乱用防止教育に携わる者（養護教諭等）	「八尾市薬物乱用防止教室推進研修会」 協力：八尾市教育委員会 講師：関西医科大学総合医療センター 精神神経科 講師 池田 俊一郎 先生

③実施状況

実施日	対 象	内容等
令和5年6月	八尾市内の小学校6年生・中学校2年生及び義務教育学校6年生・8年生	「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」小学生用・中高生用リーフレットの全校配付
令和5年7月25日（火）	アリオ八尾の来場者	八尾市保護司会主催 「社会を明るくする運動」に協力 薬物乱用防止啓発パネル 掲示
令和5年11月11日（土）	経法祭（大阪経済法科大学学祭）学生・来場者	大麻リーフレット＋絆創膏（ステープラ止め）1000部配布及び薬物乱用防止啓発パネル掲示
令和5年12月21日（木）	アリオ八尾に来場している学生	大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課 非行防止対策グループ主催 「少年非行・被害防止啓発キャンペーン」に協力 八尾市から傷絆創膏500部配布
令和6年3月	学校法人大阪経済法律学園 大阪経済法科大学 令和6年度新入生（約1100人）	リーフレット3種（「大麻は違法薬物」、「STOP オーバードーズ」、「自分を大切にしよう」）及び啓発用傷絆創膏の配付

④啓発資材の整備及び貸出・提供

市内で開催される薬物乱用防止教室やイベントで使用するための啓発資材を整備し、貸し出しや提供を行った。

⑤広報活動

媒体名	概要
市政だより・市ホームページ	・不正大麻・けし撲滅運動に関する記事の掲載（5月号） ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に関する記事の掲載（6月号） ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動に関する記事の掲載（10月号）
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動啓発ポスター	市内各所（市役所、保健所、保健センター、市出張所等）に掲示（令和5年6月20日～令和5年7月19日）
「あやしいヤクブツ連絡ネット」啓発リーフレット及びポスター	市内各所（市役所、保健所、保健センター、市出張所等）に配架及び掲示（令和5年4月3日～令和6年3月29日）
「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」啓発リーフレット及びポスター	市内各所（市役所、保健所、保健センター、市出張所等）に配架及び掲示（令和5年10月4日～令和5年11月30日）
「麻薬・覚醒剤乱用防止運動 大阪大会」ポスター及びチラシ	市内各所（市役所、保健所、保健センター）に配架及び掲示 八尾市保健所 ホームページに掲載 （令和5年10月3日～令和5年10月21日）
広告付き番号案内表示機による行政情報の発信	「10月～11月は麻薬・覚醒剤・大麻防止運動月間です。」 （令和5年11月1日～令和5年11月30日）
保健所内のデジタルサイネージによる行政情報の発信	「オーバードーズについて」 （令和5年12月1日～令和6年3月31日）
冊子 ・「ニュースレター「KNOW」」 ・「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」 ・「大麻・けしの見分け方」	保健所に配架（通年）
「不正大麻・けし撲滅運動」啓発ポスター	保健所・市役所に掲示（通年）
「STOP 大麻」啓発ポスター	市役所に掲示（通年）
横断幕 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」	八尾市保健所（屋外・屋内）に掲示（常時）

(12)薬と健康の週間事業

①概要

医薬品及び薬剤師の役割についての正しい知識を広く普及させるため、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」に合わせ、各種団体協力のもと、啓発事業を実施した。

②実施状況

実施日	対 象	内容等
令和5年10月22日（日）	なんばウォーク（フォレストパーク）の来客者	「薬と健康の週間」ポスター原画・川柳入賞者表彰式、薬に関するクイズ大会等

③広報活動

媒体名	概 要
市政だより・市ホームページ	・ポスター原画募集（7月号） ・川柳募集（8月号） ・お薬手帳（9月号） ・薬と健康の週間 府民のつどい（10月号） ・「かかりつけ薬剤師・薬局」（令和6年2月号） ・市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）（令和6年2月号） ・健康サポート薬局をご存知ですか？（令和6年3月号）
八尾市こどもサイト「あつまれ八尾っ子!!」	・ポスター原画募集に関する記事の掲載（6月分・7月分） ・川柳募集に関する記事の掲載（6月分・7月分） ・府民のつどいに関する記事の掲載（10月号）
保健所内のデジタルサイネージによる行政情報の発信	医薬品の適正使用推進、健康サポート薬局、府民のつどい、オーバードーズ（令和5年9月22日～令和5年10月22日） 薬と健康の週間（令和5年10月17日～令和5年10月23日）
「薬と健康の週間」啓発用ポスター掲示及び「府民のつどい」チラシ	市役所、保健所、保健センター、市内10出張所・3コミュニティセンターに「薬と健康の週間」啓発用ポスターを掲示及び「府民のつどい」チラシを配布 掲示期間：令和5年10月12日～令和6年9月30日 配布期間：令和5年10月4日～令和6年10月20日
広告付き番号案内表示機による行政情報の発信	「毎年10月17日～23日は「薬と健康の週間」です！」 （令和5年10月17日～令和5年10月23日）

(13)医薬品の適正使用等啓発事業

①概要

市民及び市内の医療関係者が後発医薬品を安心して使用するための取り組みを行った。

②後発医薬品を適正に使用するための方策の検討

・八尾市医薬品適正使用に関する懇話会

医薬品を適正使用するための現状把握及び具体的方策について、関係者から意見を聴取するために、「八尾市医薬品適正使用に関する懇話会」を開催した。（令和6年1月18日）

・八尾市内の医療機関・薬局における採用医薬品のアンケート調査

市内の供給状況を把握することで、地域フォーミュラの作成や医療機関または薬局において医薬品を採用する際の参考としていただくことを目的に、市内の病院、診療所及び薬局において採用されている高血圧治療薬（ACE・ARB領域）を調査し、その結果をとりまとめ、市内の医療機関及び薬局に配付した。

3. 健康まちづくり科学センター

(1)八尾市健康まちづくり計画～健康日本21八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画～に基づく取り組みの推進

①概要

令和3年度に策定した同計画は、「みんなの健康をみんなで守る／市民が主役の健康づくり」という基本理念のもと「健康寿命の延伸」「健康コミュニティづくりの推

進」を基本目標として設定し、その達成に向けて「一人ひとりの主体的な健康づくりの推進」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進」「市民の健康を支える地域づくりの推進」の3つの基本方針に従い、市民・地域・行政それぞれの具体的な取り組みを記載している。また、新たなテーマとして「健康寿命に影響するフレイル予防の推進」を設定し、健康課題を解決するための方策として「八尾市健康づくり大作戦」を打ち出し、「糖尿病予防」「フレイル予防」について重点的に取り組むこととしている。

②内容

「八尾市健康づくり大作戦」の一環として、11月14日～12月末までの期間を糖尿病対策の取り組み強化期間として「八尾市糖尿病予防集中キャンペーン」、また2月1日～2月末までの期間をフレイル対策の取り組み強化期間として「八尾市フレイル予防月間」として、関係機関・団体等と連携し、講演会やイベントを開催するなど、さまざまな取り組みを実施した。

(2)関係機関や関係課との連携による健康づくり

①概要

大阪大学大学院医学系研究科及び大阪健康安全基盤研究所との協定に基づき、糖尿病をはじめとする生活習慣病予防やフレイル予防などの健康づくり活動の地域展開を支援するなど、関係機関や関係課と連携を図りながら、地域の健康づくりや健康課題解決に向けた取り組みを進めた。

②内容

- ・令和5年度に「あなたのまちの健康診断（令和5年度更新版）」を作成して、市全体や小学校区ごとの健康課題が見える化し、関係課と共有するとともに、各地域における取り組み推進の支援を行った。また、健康推進課との連携により、“八尾市糖尿病予防集中キャンペーン”とした糖尿病対策の強化期間を設け、糖尿病予防講座・教室をはじめとするさまざまな活動を支援した。
- ・高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合からの委託により、令和5年度から新たに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を開始した。具体的には、高齢者の健康の保持増進・健康課題の明確化のため、健診・医療・介護等の利用が一定期間ない健康状態不明者に対するアウトリーチ支援、通いの場等でのフレイル予防のための支援など、健康づくり等の庁内関係部局が相互に連携した取り組みを実施した。
- ・公民連携により市民の健康課題を解決するために、令和5年10月に「八尾市健康まちづくり共創協定」に基づく取り組みを開始し、令和6年1月22日には、市内事業所の健康経営の推進を図ることを目的に、明治安田生命保険相互会社と「健康経営推進に係る八尾市健康まちづくり共創協定」を締結した。

Ⅲ 保健衛生課事務概要

1. 食品衛生（根拠法令：食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等）

(1)監視指導

①概要

食中毒の発生や異物混入等の食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法等関連法規に基づき食品施設の衛生管理や食品添加物の適正使用、製造工程及び製品について監視指導を実施し、食品の安全性確保に努めている。特に食肉の生食メニューを提供している飲食店に対しては、食品営業許可申請時や施設調査時に食中毒の原因となる危険性が高いこと及び提供自粛を促す等啓発指導に努めている。

②許可を要する営業施設監視指導状況

食品衛生法改正により、令和3年6月1日に営業許可が必要な業種の見直しが行われ、再編された。

・旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
飲食店営業	1,649	428	1,194	341
菓子製造業	200	96	153	85
乳製品製造業	1	2	1	2
魚介類販売業	58	51	42	50
魚肉練り製品製造業	4	1	3	7
食品の冷凍又は冷蔵業	14	7	9	8
缶詰又は瓶詰食品製造業	7	2	5	2
喫茶店営業	59	7	38	11
あん類製造業	0	1	0	0
アイスクリーム類製造業	16	8	13	12
食肉処理業	5	5	5	2
食肉販売業	80	58	59	53
食肉製品製造業	1	0	1	2
食用油脂製造業	2	0	2	1
みそ製造業	2	0	0	1
しょうゆ製造業	1	0	0	1
ソース類製造業	2	1	2	1
酒類製造業	1	1	0	0
豆腐製造業	7	1	3	6
麺類製造業	10	3	9	2
そうざい製造業	24	11	15	20
添加物製造業	3	2	2	0
清涼飲料水製造業	2	0	1	2
合 計	2,148	685	1,557	609

・改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

業 種 別	令和 4 年度		令和 5 年度	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
飲食店営業	846	314	1,249	349
調理の機能を有する自動販売機	13	5	28	1
食肉販売業	38	27	49	38
魚介類販売業	26	22	33	32
食肉処理業	1	2	1	1
菓子製造業	85	25	127	52
アイスクリーム類製造業	2	0	2	2
乳製品製造業	1	1	1	0
清涼飲料水製造業	1	1	2	0
食肉製品製造業	2	4	3	1
水産製品製造業	2	2	3	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	1	0
酒類製造業	0	0	1	0
豆腐製造業	1	0	3	0
納豆製造業	1	0	1	0
麺類製造業	4	2	5	2
そうざい製造業	19	11	31	21
複合型そうざい製造業	0	0	1	0
冷凍食品製造業	2	1	2	0
複合型冷凍食品製造業	1	1	1	1
漬物製造業	2	1	5	4
密封包装食品製造業	4	2	8	1
食品の小分け業	1	1	3	1
添加物製造業	2	0	2	1
合 計	1,054	422	1,562	507

③届出を要する営業施設監視指導状況

食品衛生法改正により、令和3年6月1日に営業届出制度が創設され、該当する事業者は保健所への届出が義務付けられた。

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	59	14	51	7
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	74	17	61	8
乳類販売業	297	24	262	11
氷雪販売業	1	0	1	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	178	0	203	0
弁当販売業	4	0	3	0
野菜果物販売業	22	6	33	5
米穀類販売業	25	1	27	0
通信販売・訪問販売による販売業	5	0	6	0
コンビニエンスストア	69	5	82	9
百貨店、総合スーパー	65	57	73	73
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）	72	1	79	4
その他の食料・飲料販売業	215	14	244	8
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）	2	0	2	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	0	2	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）	10	0	13	0
農産保存食料品製造・加工業	1	0	2	0
調味料製造・加工業	5	1	7	2
糖類製造・加工業	2	1	2	1
精穀・製粉業	3	3	4	1
製茶業	2	0	2	0
海藻製造・加工業	2	0	3	1
卵選別包装業	1	1	1	0
その他の食料品製造・加工業	24	4	33	7
行商	50	0	90	0
集団給食施設	148	10	166	12
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る）	55	0	61	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	2	0	4	1
その他	2	0	3	1
合 計	1,397	159	1,520	151

④食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
食鳥処理場（30万羽以上処理）	0	0	0	0
認定小規模食鳥処理場（生体から処理）	0	0	0	0
認定小規模食鳥処理場（と体から処理）	4	1	4	1
小 計	4	1	4	1
届出食肉販売業	0	0	0	0
合 計	4	1	4	1

(2)食中毒

①食中毒発生状況（管内施設）

発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質	措 置
令和 6 年 3 月 22 日	飲食店	16	3 月 20 日に提供された食事	カンピロバクター	営業停止 衛生教育実施

・事件数推移

	令和 4 年度	令和 5 年度
事件数	2（高齢者福祉施設1、不明1）	1（飲食店）

②食中毒関連調査（他府県市等管外からの依頼調査）

	令和 4 年度	令和 5 年度
調査件数	7	23
調査人数	8	40
患者数	5	17

③食中毒等関連検査（（地独）大阪健康安全基盤研究所へ検査依頼）

	件 数	
	令和 4 年度	令和 5 年度
食品	0	0
便	24	35
吐物	0	0
ふきとり	0	0
容器	0	0
その他	0	0
合 計	24	35

(3)食品衛生に関する苦情・相談処理状況

	件 数	
	令和 4 年度	令和 5 年度
苦 情	64	66
相 談	980	1,100
合 計	1,044	1,166

(4)違反処分の状況

令和 4 年度				令和 5 年度			
件数	業 種	内 容	措 置	件数	業 種	内 容	措 置
2	飲食店営業	食中毒	営業停止	1	飲食店営業	食中毒	営業停止
	食品輸入販売業	魚肉ねり製品成分規格不適合（大腸菌群陽性）	販売禁止				

(5)食品等の収去検査等

①概要

市内で製造または流通する食品等の安全を確認し、健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止を図るため食品等の収去検査を実施した。

②実施状況（収去による検査）

検査項目	検 体	検体数	不適合数
法令遵守状況の監視を目的とする検査			
残留農薬	農産物（野菜、果物、米）牛乳類、食肉	19	0
残留動物用医薬品	食肉、牛乳類、卵	7	0
添加物	輸入食品、夏期・年末に流通する食品等	20	0
添加物（防かび剤）	かんきつ類、バナナ	2	0
放射性物質	農産物	1	0
アレルギー物質	特定原材料含有疑い加工食品	6	0
カビ毒	りんごジュース、輸入豆、穀類加工品	3	0
理化学規格	牛乳類、清涼飲料水	3	0
理化学規格（食品以外）	紙製容器、おもちゃ、合成樹脂製容器	3	0
細菌規格	冷凍食品、生食用鮮魚介類、魚肉練り製品、生食用かき、清涼飲料水、乳飲料、発酵乳、牛乳、食肉製品、アイスクリーム類、氷菓、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、チーズ	27	0
指導基準等の遵守状況の監視を目的とする検査			
旧衛生規範、衛生指標菌	そうざい、ゆでめん、漬物、洋生菓子、水、密封包装食品	12	—
実態調査（食中毒、環境汚染対策）を目的とする検査			
腸管出血性大腸菌	食品原材料（給食食材等）、生食用野菜、食肉、チーズ、そうざい、漬物	34	—
カンピロバクター	食品原材料（給食食材等）、生食用野菜、食肉、そうざい	27	—
サルモネラ属菌	食品原材料（給食食材等）、生食用野菜、食肉、洋生菓子、そうざい	29	—
腸炎ビブリオ	鮮魚介類（生食用、加熱用）、魚介類加工品	9	—
リステリア	冷凍野菜	1	—
PCB	牛乳、卵	2	—
合 計		205	0

③実施状況（その他の検査）

調理場の清浄度等食品以外の検査：41検体（ふきとり検査35検体、ATP検査6検体）

(6)食品衛生事務取扱状況

①手数料を要するもの

区 分		処理件数	
		令和4年度	令和5年度
飲食店営業	新規	226	195
	更新	255	190
	事業譲渡	4	4
	露店	新規	33
		更新	9
調理機能を有する自動販売機の営業	新規	6	6
	更新	6	9
食肉販売業	新規	10	7
	更新	15	9
魚介類販売業	新規	8	3
	更新	9	7
食肉処理業	更新	1	0
菓子製造業	新規	18	24
	更新	39	21
乳製品製造業	新規	1	0
清涼飲料水製造業	更新	0	1
食肉製品製造業	新規	1	1
	更新	1	0
水産製品製造業	新規	2	0
	更新	0	1
みそ又はしょうゆ製造業	更新	0	1
酒類製造業	更新	0	1
豆腐製造業	更新	1	3
麺類製造業	新規	3	0
	更新	0	1
そうざい製造業	新規	3	7
	更新	8	5
複合型そうざい製造業	新規	0	1
冷凍食品製造業	新規	2	0
	更新	1	0
漬物製造業	新規	1	3
密封包装食品製造業	新規	1	1
	更新	1	3
食品の小分け業	新規	1	1
	更新	0	1
添加物製造業	更新	1	0
輸出証明書		3	13
証明願		17	14
合 計		693	575
収入済額（円）		8,941,110	7,369,510

②手数料を要しないもの

区 分	処理件数	
	令和 4 年度	令和 5 年度
食品衛生法に基づくもの（許可関連）	217	265
食品衛生法に基づくもの（届出関連）	662	482
市条例・規則に基づくもの	276	159
府条例に基づくもの	24	9
食鳥関係に基づくもの	0	0
その他各種届（バザー等）	36	87
合 計	1,215	1,002

(7)衛生教育・啓発キャンペーン実施状況

実施日	実施場所	対象者	参加人数	内容等
5月23日	くらし学習館	消費者	40	くらしの中の食中毒について
6月5日	八尾市保健所	八尾市特定給食研究会会員	28	最近の食中毒事例について
6月8日	くらし学習館	消費者	50	梅雨時期から夏の食中毒予防について
6月12日	イオン八尾御坊前店、近商ストアハーベス近鉄八尾店、パントリー八尾店、イトーヨーカドーアリオ八尾店	消費者	18	食品衛生パトロール
6月19日 6月22日	八尾市社会福祉会館	小地域ネットワークボランティア	21	食中毒を防ぐための心構え
6月27日 6月28日	水道局	保育園、こども園等職員	45	食品衛生について
7月11日 11月15日 3月14日	八尾市役所、八尾市保健所	食品等事業者	43	食品衛生責任者実務講習会
7月24日	八尾市社会福祉会館	給食ボランティア	27	食中毒を防ぐための心構え
8月5日	プリズムホール	消費者	-	食中毒予防に関する展示
10月23日	八尾市保健所	食品衛生指導員	11	食品衛生指導員伝達講習会
11月6日	近鉄八尾駅前ロータリー付近	消費者	500	食中毒予防街頭キャンペーン
12月11日	イオン八尾御坊前店、近商ストアハーベス近鉄八尾店、パントリー八尾店、イトーヨーカドーアリオ八尾店	消費者	17	食品衛生パトロール

2. 環境衛生（根拠法令 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）

(1)監視指導

①概要

環境衛生関係施設に立入調査を実施し、衛生管理状況の確認や適正管理について指導を行い、衛生水準の向上を図った。また、公衆浴場浴槽水やプール採暖槽について水

質検査を実施し、レジオネラ症の発生予防に努めた。

②監視指導状況

施設名		令和4年度		令和5年度	
		施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
営業関係施設	旅館業法施設	10	8	10	13
	住宅宿泊事業法施設	2	4	2	7
	国家戦略特別区域外国人滞在施設	1	3	2	11
	興行場	4	5	4	6
	公衆浴場	22	58	22	45
	理容所	175	44	174	28
	美容所	479	203	495	212
	クリーニング所	120	12	119	8
	無店舗取次店	8	0	8	0
廃棄物等関係施設	し尿処理施設	1	1	1	1
水道関係施設	専用水道	6	25	6	24
	特設水道	0	0	0	0
	簡易専用水道	383	23	386	22
建築物衛生関係	特定建築物	50	59	51	69
	登録営業所	11	15	12	9
遊泳場関係	通年プール	6	23	6	21
	夏期プール	1	8	1	8
化製場等関係施設	化製場	1	6	1	1
	畜舎・家禽舎	35	13	37	19
温泉関係施設	温泉利用施設	4	4	4	2
合 計		1,319	514	1,341	506

③違反処分の状況

なし

(2)環境衛生事務取扱状況

①手数料を要するもの（根拠法令：旅館業法、温泉法、公衆浴場法等）

区 分	処理件数	
	令和4年度	令和5年度
旅館業許可申請	0	0
旅館業合併承継承認申請	0	0
旅館業分割承継承認申請	0	0
国家戦略特別区域外国人滞在施設認定申請	0	1
興行場許可申請	0	0
公衆浴場業許可申請	0	1
理容所検査	5	1
美容所検査	33	26
クリーニング所検査	2	0
許可済証明	0	0
し尿処理施設設置許可申請	0	0
化製場設置許可申請	0	0
動物飼養施設許可申請	2	2
温泉利用許可申請	0	0
合 計	42	31
収入済額（円）	634,700	479,200

②手数料を要しないもの(大阪府への経由事務除く)

区 分	処理件数	
	令和4年度	令和5年度
旅館関係	1	0
住宅宿泊事業関係	0	0
興行場関係	1	0
公衆浴場関係	6	2
理容所関係	10	7
美容所関係	39	35
クリーニング所関係	1	1
証明願	0	0
専用水道関係	81	95
簡易専用水道関係	320	294
特定建築物関係	20	49
建築物衛生登録業関係	13	11
遊泳場関係	141	76
化製場等関係	2	1
温泉関係	6	4
合 計	641	575

③大阪府への経由事務

区 分	処理件数	
	令和4年度	令和5年度
クリーニング師試験受付	1	0
クリーニング師免許申請	1	0
建築物衛生管理業登録申請、変更届等	4	2
遊泳場関係許可申請、変更届等	3	1
温泉関係許可申請、変更届等	0	0
合 計	9	3

(3)苦情・相談処理状況

①概要

感染症を媒介するおそれのある衛生害虫等については、市民からその生態や駆除方法に関しての相談に応じた。また、セアカゴケグモについては、駆除方法等に関する相談に応じるとともに、咬傷被害防止のためパンフレットやホームページ等で啓発を行った。

②実施状況

区 分	処理件数	
	令和4年度	令和5年度
営業関係	12	7
飲用水関係	2	2
遊泳場関係	2	0
住居衛生関係	2	0
ねずみ衛生害虫関係	39	67
セアカゴケグモ関係	13	9
合 計	70	85

(4)衛生教育実施状況

対象 大阪理容組合八尾支部
テーマ 感染症媒介蚊について
理容所の衛生管理について
実施日 令和5年6月26日
実施場所 八尾市商工会議所
参加人数 34人

(5)現場検査実施状況

区 分	件 数	
	令和4年度	令和5年度
衛生害虫の検鏡	7	15
残留塩素測定	69	136
空気環境測定	2	3
合 計	78	154

(6)公衆浴場採水検査結果

①概要

浴槽水の水質検査を実施した。不適の施設については改善を指導し、後の再検査で適合を確認した。

②実施状況

※()は基準値超過検体数

検査項目	検体数	
	令和4年度	令和5年度
濁度	11(0)	11(0)
過マンガン酸カリウム消費量	11(0)	11(0)
TOC	0(0)	0(0)
大腸菌群	11(0)	11(0)
遊離残留塩素	12(0)	11(0)
レジオネラ属菌	12(1)	11(0)

(7)遊泳場収去水質検査結果

①概要

遊泳場水槽及び採暖槽の水質検査を実施した。不適の施設については改善を指導し、後の再検査で適合を確認した。

②実施状況

※()は基準値超過検体数

検査項目	検体数	
	令和4年度	令和5年度
pH	18(0)	20(0)
濁度	18(0)	20(0)
過マンガン酸カリウム消費量	18(0)	20(0)
大腸菌	18(0)	20(0)
一般細菌	18(0)	20(0)
遊離残留塩素	21(0)	20(0)
レジオネラ属菌（採暖槽のみ）	8(3)	6(1)

(8)家庭用品試買試験検査実施結果

①概要

家庭用品規制法に基づき、広く一般に販売されている家庭用の繊維製品のうち、乳幼児を対象とした繊維製品について小売店から試買し、ホルムアルデヒドに関する試験検査を実施した。

②実施状況

年 度	令和4年度	令和5年度
対 象	乳幼児用繊維製品	乳幼児用繊維製品
試験検査件数	40	40
違反件数	0	0

(9)感染症媒介蚊サーベイランス調査

①概要

蚊媒介感染症のまん延防止を図るため、ウエストナイル熱、デング熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱及び日本脳炎について、ウイルスを媒介する可能性のある蚊の実態調査及びウイルス保有調査を実施。調査の結果、蚊のウイルス保有状況は全て陰性であった。

②実施状況

蚊捕獲数：351匹

3. 専用水道及び簡易専用水道等（根拠法令：水道法）

専用水道、簡易専用水道等の衛生指導等

①概要

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道等に関する届出受付及び監視指導を実施し、飲用水の安全確保を図った。

②専用水道、簡易専用水道等に関する届出件数

種 別	設 置	変 更	休 止	廃 止
専 用 水 道	0	0	0	0
簡易専用水道	3	3	0	1

③専用水道、簡易専用水道等に関する改善指導件数等

種 別	施設数		検査結果 受理件数		改善指導 件 数		立入件数		水質検査	
年 度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度
専 用 水 道	6	6	86	72	3	2	21	21	11	11
簡易専用水道	383	386	307	288	14	64	0	0		
小規模貯水槽			15	15	0	0	0	0		

4. 動物管理（根拠法令：狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等）

(1)苦情相談及び依頼

①概要

動物の愛護及び管理に関する法律並びに大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬及び猫の飼養者に対し、適正な飼養管理について啓発・指導を行った。

②犬

項 目	件 数	
	令和 4 年度	令和 5 年度
放し飼い	5	5
脱糞	12	11
浮浪犬捕獲収容依頼	2	3
放棄依頼	15	5
迷い犬	50	15
犬登録等に関する相談	1,962	1,102
その他	126	91
合 計	2,172	1,232

③猫及びその他の動物

項 目	件 数	
	令和 4 年度	令和 5 年度
苦情	87	69
収容及び引取依頼	111	58
迷い猫	88	27
不妊去勢手術助成金に関する相談	281	316
その他（猫）	165	95
その他（猫以外の動物）	185	104
合 計	917	669

(2)咬傷犬

①概要

大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人を咬んだ犬の飼い主から届出を受理するとともに、再発防止に向けての注意指導を行った。

②内容

項 目		件 数	
		令和4年度	令和5年度
咬傷犬数	飼い犬	10	10
	不明犬	1	1
咬傷犬検診数		4	6
咬傷被害者数		7	10
飼い犬咬傷届受付数		5	9

(3)捕獲・引取・収容等（犬、猫及びその他の動物）

		犬			猫			その他の動物	合計
		成犬	子犬	小計	成猫	子猫	小計		
捕獲数		2	0	2	0	0	0	0	2
引取数	所有者あり	5	0	5	0	0	0	0	5
	所有者不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	7	0	7	0	0	0	0	7
負傷動物収容数		0	0	0	1	5	6	4	10
返還数		0	0	0	0	0	0	1	1

(4)薬物による野犬の掃討状況

なし

(5)譲渡

区 分	件 数	
	令和4年度	令和5年度
成 犬	2	7
子 犬	0	0
成 猫	0	0
子 猫	3	0
合 計	5	7

(6)指導措置状況（犬）

区 分	件 数	
	令和4年度	令和5年度
口頭指示	23	17
注意啓発票交付	9	4
指導注意票交付	0	0
措置命令書交付	0	0
告 発	0	0
合 計	32	21

(7)犬の登録、狂犬病予防注射済票交付件数

・犬の登録件数（月別）

※転入の場合は他市町村の鑑札と無料交換、紛失は再交付

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	111	102	101	98	82	91	99	79	92	107	135	122	1,219
転入	52	53	47	55	49	50	46	56	43	39	48	57	595

・狂犬病予防注射済票交付件数（月別）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2,358	2,649	1,576	542	94	443	64	389	136	48	517	42	8,858

・犬の登録、狂犬病予防注射済票交付件数

区 分		件 数	
		令和4年度	令和5年度
犬の登録	新 規	1,250	1,219
	累 計	14,958	14,886
狂犬病予防注射済票交付		8,633	8,858

(8)飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成

①月別交付申請件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数		6	22	19	15	7	21	14	4	6	5	11	130

②飼い主のいない猫の不妊去勢手術匹数

区 分	匹 数	区 分	匹 数	合 計
雄	133	雌	158	291

IV 保健予防課事務概要（公害医療係を除く）

保健予防課の業務は、感染症対策、肝炎医療費助成、母子保健、難病対策、原爆被爆者対策、アスベストによる健康被害救済対策、精神保健、自殺対策など多岐にわたり、地域住民の健康の保持・増進、疾病の予防に努めた。

1. 感染症担当

(1)感染症予防事業（結核・新型コロナウイルス感染症を除く）

①管内の感染症患者（全数報告）の発生状況集計（結核・新型コロナウイルス感染症を除く）

疾 病 名		届出受理件数		取り下げ 件数	他市より 通報件数	行政検査 実施 検体数
		令 和 4 年度	令 和 5 年度			
三類	腸管出血性大腸菌感染症	8	8	0	2	27
四類	E型肝炎	1	0	0	0	0
	A型肝炎	1	0	0	0	0
	レジオネラ症	2	6	0	1	6
	エムボックス	0	0	0	0	6
五類	梅毒	32	40	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	6	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	4	0	0	0
	水痘	0	2	0	0	0
	麻疹	0	0	5	0	15
	風疹	0	0	2	0	13
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5	9	0	0	1
	アメーバ赤痢	4	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	1	3	0	0	0
合 計		59	81	7	3	68

(2)感染症予防事業（結核）

①八尾市結核発生状況年齢階級別新登録者集計

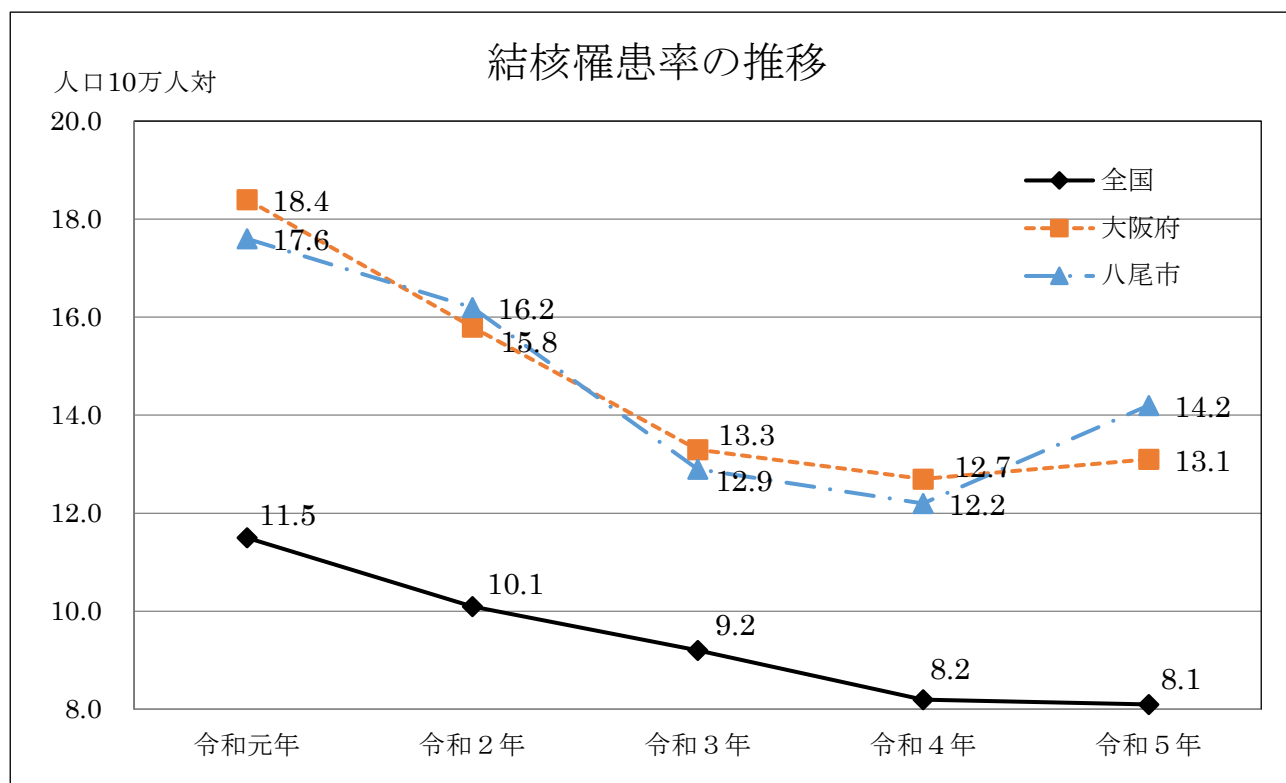
（令和5年1月1日～12月31日）

区 分	活 動 性 結 核					合 計	潜在性 結核 感染症
	肺 結 核 活 動 性				肺外結核 活動性		
	登録時喀痰塗抹陽性		その他の 結核菌 陽性	菌陰性・ その他			
	初回治療	再治療					
0～4歳	0	0	0	0	0	0	4
5～9歳	0	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	1	1	0
15～19歳	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	0	0	0	1	1	2	1
30～39歳	0	0	0	0	2	2	1
40～49歳	0	0	0	1	0	1	0
50～59歳	0	0	1	1	1	3	4
60～69歳	1	0	1	1	0	3	3
70歳～	13	0	5	2	5	25	4
不 明	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14	0	7	6	10	37	17
令和4年	9	0	13	4	6	32	11

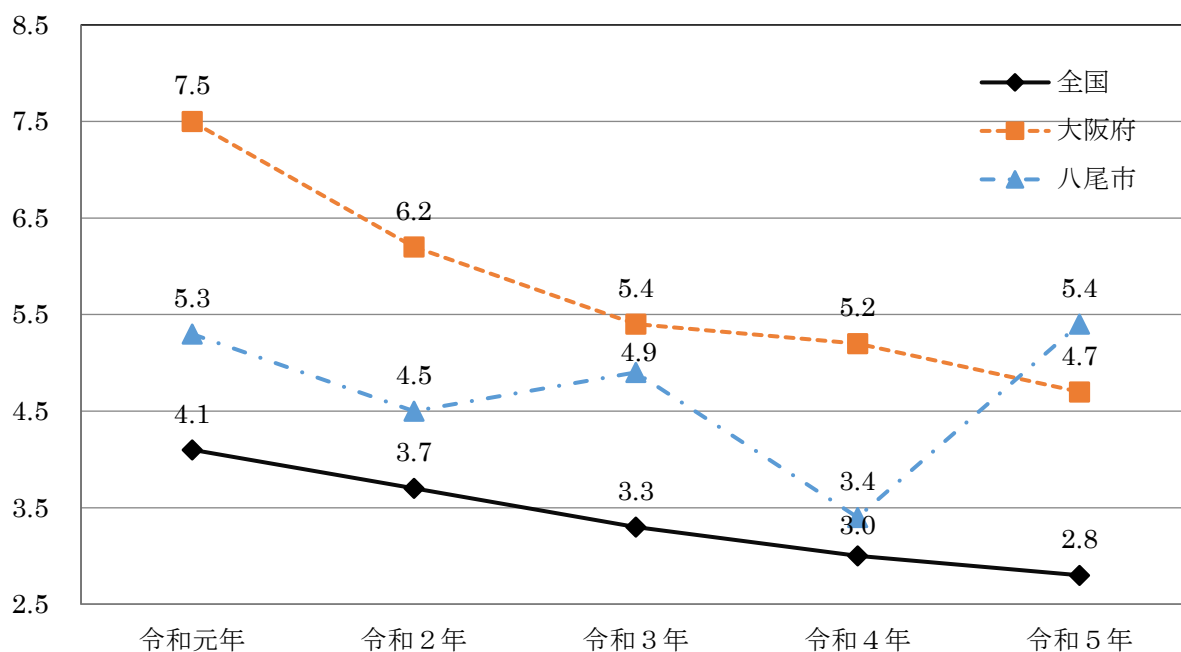
②活動性分類別受療状況別登録者集計

(令和5年12月末状況)

区 分	活 動 性 結 核					不活動性結核	活動性不明	合 計	潜在性結核感染症(別掲)
	肺 結 核 活 動 性				肺外結核活動性				
	登録時喀痰塗抹陽性		登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他					
	初回治療	再治療							
入 院	4	0	1	1	3	0	0	9	0
在宅医療	3	0	3	4	6	0	0	16	9
医療なし	0	0	0	0	0	47	7	54	9
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7	0	4	5	9	47	7	79	18
令和4年	4	0	9	1	3	53	12	82	8



人口10万対 喀痰塗抹陽性者肺結核罹患率の推移



③医療費公費負担実施状況（結核）

※感染症法第20条に基づく入院延長の適否について、簡易な方法で協議会へ意見聴取を行うもの。

区 分		令和4年度		令和5年度	
		件数	申請に 対する比（％）	件数	申請に 対する比（％）
通院患者 (37条の2)	申 請	57		70	
	合 格	57	100	70	100
	公費負担承認	57		70	
入院勧告 (37条)	申 請	30		48	
	合 格	29	96.7	48	100
感染症診査協議会開催回数 (下記FAX診査回数は含めない)		24回		24回	
FAX診査回数		15回		15回	

④管理検診・接触者健康診断・結核対策特別促進事業実施状況

区 分		実 施 実 人員		実施件数								発見患者	潜在性結核感染症	集団検診件数（委託）
				ツベルクリン反応		BCG接種		QFT検査		直接撮影				
		保健所実施	委 託	保健所実施	委 託	保健所実施	委 託	保健所実施	委 託	保健所実施	委 託			
管理検診		59	1	0	0	0	0	0	0	59	1	0	0	0
接触者 健診	コッホ現象陽転児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	患者家族	26	6	0	0	0	0	18	5	12	2	0	0	0
	患者接触者	129	9	0	1	0	0	119	7	38	5	0	3	0
特対 事業	高齢者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野宿者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		214	16	0	0	0	0	137	12	109	8	0	3	0
令和４年度		208	16	0	4	0	0	97	15	173	2	0	3	0

⑤治療終了患者の再発予防管理（管理検診）状況（令和5年1月1日～12月31日）

対 象 数	受診者数	勧奨に対する受診率（％）
68	67	98.5％

⑥結核定期健康診断・予防接種実施状況

項 目		令和 4年度	令和5年度					
			事業者	学校長	施設の長	市町村		合 計
						乳幼児	その他	
BCG接種数		1,773				1,611		1,611
間接撮影者数		1,225	1,163	0	177	0	0	1,340
直接撮影		14,108	5,669	1,294	711	0	6,480	14,154
被発見 者数	結核患者	0	0	0	0	0	0	0
	結核発病の 恐れのある者	0	0	0	0	0	0	0

⑦直接服薬確認（ドッツ）治療対象者支援状況

※令和4年新登録患者のうち所内カンファレンスでドッツ支援ランクを決定した35名支援状況

支援ランク	対象者内訳件数			支援件数 （支援率別実施状況）		
	喀痰塗抹陽性の肺結核	喀痰塗抹陽性以外の肺結核・肺結核以外	LTBI	100～81％	80～51％	50％以下
A（原則毎日）	1	0	0	1	0	0
B（週1～2回以上）	1	2	0	3	0	0
C（月1回以上）	3	18	10	28	3	0
合 計	5	20	10	32	3	0
令和3年	9	15	13	34	3	0

⑧結核検診実施私立学校等補助金事業実施状況（令和5年4月～令和6年3月）

17件 1,684,998円

(3)感染症予防事業（新型コロナウイルス感染症）

①検査実施状況

	検査件数		
	行政検査	高齢者施設等「スマホ検査センター」における検査 (令和5年5月7日に事業終了)	高齢者施設の従事者等の集中的検査
57,948	17,801	51	40,096

②発生状況年代別集計（療養等管理した患者数）

※新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)で八尾市保健所が担当保健所として管理した陽性者数（令和5年5月末時点）

区 分	人 数	割合(%)
0～9歳	3	1.99
10～19歳	0	0.00
20～29歳	2	1.32
30～39歳	4	2.65
40～49歳	2	1.32
50～59歳	4	2.65
60～69歳	20	13.25
70～79歳	62	41.06
80～89歳	39	25.83
90歳以上	15	9.93
計	151	100.00

③医療費公費負担実施状況（新型コロナウイルス感染症のみ）

（令和5年5月7日までに感染が確認され発生届を受理した方）

※感染症法第20条に基づく入院延長の適否について簡易な方法で協議会へ意見を行うもの

区 分	人 数	申請に対する比(%)
入院勧告 (37条)	申 請	56
	合 格	56
感染症診査協議会開催回数 (下記FAX診査回数は含めない)	11回	
FAX診査回数	30回	

(4)特定感染症検査等

①梅毒血清反応検査及びクラミジアトラコマチス・淋菌検査実施状況

	梅毒血清反応検査			クラミジアトラコマチス検査			淋菌検査		
	検査数	陽性者数	陽性率(%)	検査数	陽性者数	陽性率(%)	検査数	陽性者数	陽性率(%)
令和5年度	170	3	1.8	159	12	7.5	159	2	1.3
令和4年度	188	1	0.5	182	11	6.0	182	3	1.6

②HIV抗原抗体検査及びHIV・AIDS相談実施状況

	相談件数		検査数 (面接相談)	陽性者数	陽性率(%)
	電 話	来 所			
令和5年度	238	178	173	0	0
令和4年度	254	202	189	0	0

③HTLV-1検査及び相談実施状況

	相談件数		検査数 (面接相談)	陽性者数	陽性率(%)
	電 話	来 所			
令和5年度	3	0	0	0	0
令和4年度	12	0	2	0	0

(5)感染症予防普及啓発事業

①健康教育

日 程	対象者	内 容	参加数
6月8日	高齢者施設職員	新型コロナウイルス感染症対策	15
6月10日	医療機関職員等	感染症予防対策	オンライン開催
6月22日	学校職員	感染症予防対策	55
6月23日	市職員	感染症予防対策	10
8月24日	市民	結核対策について	10
10月3日	保育施設職員	感染症予防対策	56
11月3日	医療機関職員等	感染症予防対策	52
11月14日	医療機関職員	結核対策について	50
2月29日	学校職員	感染症予防対策	40

②予防啓発

事業名	実施場所及び内容	
結核予防週間 予防会ポスター400枚 市ポスター1,518枚 パンフレット978枚 啓発物品500個	保健所・保健センター 出張所等	ポスター掲示、パンフレット・啓発物品配布
	地域包括支援センター16か所	ポスター掲示、パンフレット配布
	老人福祉センター3か所	
	高齢者施設等	ポスター掲示
	市役所	
	市内町会掲示板	
	市内歯科医院・薬局等	
	市立小中学校・保育園・こども園・大学等	
HIV検査普及週間 ティッシュ20個 リーフレット20枚	保健所	市政だより、ポスター掲示、啓発パネル設置、リーフレット配架啓発物品配布、ラジオ出演
	保健センター	リーフレット配架、啓発物品配布
	八尾市役所	ポスター掲示
世界エイズデー ティッシュ459個 リーフレット84枚 付箋 61個 コンドーム40個	保健所	市政だより、ホームページ、啓発パネル設置、ポスター掲示、デジタルサイネージ、啓発物品配布、ラジオ出演
	市役所・保健センター・出張所	ポスター掲示、啓発物品配布、リーフレット配架
	市内タクシー会社	啓発グッズ配布
	健康医療福祉展	ポスター掲示、啓発物品配布
事業名	内 容	
エイズ予防週間実行委員会事業 大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市・ 豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市	啓発教育用資材として作成した動画をSNS等で配信。イベントでの啓発ブースの設置、パネル展示、クイズ、啓発物品としてポケットティッシュやコンドーム、付箋、エコバックなどを作成し配布。	

2. 肝炎治療医療費助成事業

(1)肝炎インターフェロン治療医療費助成件数

新規申請	2 回目 申請	変更申請	転入申請	2 か月 延長申請	6 か月 延長申請	合 計 (令和 5 年度)	合 計 (令和 4 年度)
26	0	1	0	0	0	27	22
再交付 願い	取下げ 願い	その他					
0	0	0					

(2)肝炎核酸アナログ製剤治療医療費助成件数

新規申請	更新申請	変更申請	転入申請	再交付 願い	取下げ 願い	合 計 (令和5年度)	合 計 (令和4年度)
15	200	1	0	2	0	218	224

(3)肝がん・重度肝硬変の医療助成に係る進達件数 4 件

3. 母子保健（根拠法令：母子保健法、児童福祉法）

(1)訪問指導

・医療的ケアのある小児慢性疾病児、身体障がい児の訪問指導

	小児慢性疾病児		身体障がい児（再掲）	
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
令和5年度	16	43	5	12
令和4年度	8	19	3	7

(2)小児慢性特定疾病児・身体障がい児等の療育

・療育相談（個別専門職相談）

	区 分	開催 回数	受診 実人員	慢性疾病児		身体障がい児		その他	
				実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
令和5年度	来所	11	3	2	3	0	0	1	1
	訪問		10	8	11	0	0	2	3
令和4年度	来所	6	4	2	3	0	0	2	3
	訪問		4	3	3	0	0	1	2

・集団指導

	区 分（名称）	開催 回数	対象児数 (延べ人員)	参加数 (延べ人員)	備考（対象・内容）
令和5年度	未実施	0	0	0	
令和4年度	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	0	0	0	

・在宅高度医療児への支援（延べ数）

在宅高度医療の種類	年 齢 区 分							合 計
	0歳～1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	18歳未満	18歳～20歳未満	
総数（実人数）	10	7	7	7	1	1	0	33
在宅人工呼吸療法	0	0	1	3	1	1	0	6
人工呼吸療法を伴わない気管切開	0	1	1	2	0	0	0	4
吸引	0	1	2	3	1	1	0	8
在宅酸素療法	3	4	3	4	1	0	0	15
在宅経管栄養法	経鼻栄養	4	4	3	0	1	0	13
	胃ろう	0	0	3	3	0	0	6
在宅中心静脈栄養法（高カロリー輸液）	1	0	0	0	0	0	0	1
在宅自己腹膜灌流（腹膜透析）	0	0	0	0	0	0	0	0
導尿	0	0	0	1	1	0	0	2
在宅ストマケア（人工肛門）	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	1	0	0	0	0	1
合 計（令和5年度）	8	10	15	16	5	3	0	57
合 計（令和4年度）	15	12	12	12	5	3	4	63

(3)医療給付申請事務取扱状況

区 分	令和4年度			令和5年度		
	申請数	承認数	不承認数	申請数	承認数	不承認数
結核児童療育	0	0	0			
不妊に悩む方への特定治療支援事業	119	119	0			
不育症医療費助成事業	7	7	0	0	0	0
小児慢性特定疾病医療費助成制度	287	281	6	286	284	2

(4)要保護児童等への支援状況

年 度	訪 問		面 接		個別ケース会議	
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
令和5年度	1	1	0	0	2	2
令和4年度	0	0	0	0	0	0

※要保護児童・要支援児童を計上

(5)他機関との連絡、検討会議等

年 度	開催回数	延べ参加者数
令和5年度	52	1132
令和4年度	79	970

※要保護児童対策地域協議会（代表者・実務者・調整会議・個別ケース会議）、医療的ケア児支援のための地域連絡会、八尾市立医療型児童発達支援センターいちょう連絡会、八尾市自立支援協議会障がい児部会、学校保健委員会、ひかり協会の行政協力懇談会、森永ミルク中毒事件全国担当係長会議、所内担当者会議、所内事例検討会議、八尾市障害児保育審査会医療的ケア児保育等検討部会、しょうとく園入園調整会議及び保育サポート入所調整会議、その他（新任期保健師ワーキング会議、大阪府政令市・中核市連絡会議）等

4. 難病対策（根拠法令：難病の患者に対する医療等に関する法律 特定疾患治療研究事業
難病特別対策推進事業）

(1)指定難病に係る医療給付申請受付

年 度	新規受付	更新受付	変更申請	変更届出	再交付	合 計
令和 5 年度	356	2,170	297	337	24	3,184
令和 4 年度	377	2,075	290	290	27	3,059

(2)指定難病に係る個別援助実施状況

疾 患 群	令和 4 年度		令和 5 年度	
	相談 延べ件数	訪問 延べ件数	相談 延べ件数	訪問 延べ件数
神経・筋疾患	212	35	213	31
血液系疾患	19	0	18	0
免疫系疾患	60	0	60	0
内分泌系疾患	11	0	11	0
代謝系疾患	8	0	4	0
循環器系疾患	17	0	10	0
呼吸器系疾患	22	0	22	0
消化器系疾患	74	0	75	0
膚・結合組織疾患	25	2	21	2
骨・関節系疾患	42	0	33	0
腎・泌尿器系疾患	25	0	23	0
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	1	0
視覚・聴覚平行機能・耳鼻科系疾患※	28	0	32	0
不明	6	0	0	0
合 計	549	37	523	31

※令和 4 年度においては、令和 4 年度面接集計上の[視覚系疾患][耳鼻科系疾患][免疫系疾患・耳鼻科系疾患]の合計としている。

(3)特定疾患に係る医療給付申請受付

令和 4 年度			令和 5 年度		
新規受付	更新受付	その他	新規受付	更新受付	その他
0	0	0	0	0	0

※その他は新規・更新以外の受付（各種変更手続きなど）

(4)特定疾患に係る個別援助実施状況

疾 患	令和 4 年度		令和 5 年度	
	更新受付	その他	更新受付	その他
スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病※	0	0	0	0

※ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）が対象

(5)専門職による訪問・面接実施状況

職 種	令和 4 年度		令和 5 年度	
	実施延べ回数	訪問・面接 延べ件数	実施延べ回数	訪問・面接 延べ件数
理学療法士	2	3	3	6
作業療法士	0	0	0	0
言語聴覚士	3	4	2	3
専門医	0	0	0	0
歯科医	0	0	0	0
歯科衛生士	0	0	0	0
栄養士	2	2	2	2
臨床心理士	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	7	9	7	11

(6)在宅療養支援関係者会議出席状況（個別ケース会議・ネットワーク会議等）

	開催回数	参加延べ人数	内 容 等
令和 5 年度	8	229	神経筋難病患者等が地域で安心安全かつ充実した生活を送ることを支援するための個別ケース・地域ケア会議等
令和 4 年度	14	301	

(7)患者家族向け学習交流会

未実施

(8)難病患者支援のための関係機関研修会

未実施

(9)交流会等（集団援助事業）

未実施

5. 原爆被害者対策（根拠法令：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）

原爆被害者健診

	回 数	対象者	受診者	要精検者
令和 5 年度	第 1 回	90	32	0
	第 2 回	98	25	0
令和 4 年度	第 1 回	96	23	0
	第 2 回	102	22	0

6. アスベストによる健康被害救済対策（根拠法令：石綿による健康被害の救済に関する法律）

救済給付の認定申請等の受付事務の実施

	相談件数	申請書配布		申請書受付	
		認 定	遺 族	認 定	遺 族
令和 5 年度	5	4	2	5	1
令和 4 年度	8	7	0	4	0

7. 精神保健及び自殺対策

(1)精神保健（根拠法令：精神保健福祉法）

①精神保健相談、訪問指導及び集団指導

・精神保健相談、訪問指導

		相談保健相談	訪問指導	合 計
令和5年度	実人数	415	135（再掲）	
	延件数	5,296	572	5,868
令和4年度	実人数	387	125（再掲）	
	延件数	5,412	440	5,852

・集団指導

	事業名	対 象	実施回数
令和5年度	精神障がい者家族教室	統合失調症圏および気分（感情）障がい家族	5
令和4年度	精神障がい者家族教室	統合失調症圏家族	4

②普及啓発

	区 分	実施回数	参加延べ人数
令和5年度	アルコール関連問題等	1	—
令和4年度		1	—

③専門教育（関係機関職員研修等）

	区 分	実施回数	参加延べ人数
令和5年度	関係機関職員研修等	1	21
令和4年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

④組織支援

	区 分	実施回数
令和5年度	八尾市精神保健福祉協議会等	7
令和4年度		7

⑤その他

	区 分	実施回数
令和5年度	精神科実地指導	1
令和4年度		1

⑥精神保健指定医による措置診察状況

	区 分	申請又は通報件数	措置入院となった数
令和5年度	保護者の申請によるもの	0	0
	警察官の通報によるもの	10	6
	精神科病院の管理者の届出によるもの	0	0
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報によるもの	0	0
令和4年度	保護者の申請によるもの	0	0
	警察官の通報によるもの	14	12
	精神科病院の管理者の届出によるもの	0	0
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報によるもの	0	0

※緊急措置入院を除く

(2)自殺対策（根拠法令：自殺対策基本法）

①相談支援事業

	区 分	相談件数
令和 5 年度	自殺未遂者相談支援事業	実人数：17／延べ人数：412
	こころといのちの電話相談	851
令和 4 年度	自殺未遂者相談支援事業	実人数：16／延べ人数：347
	こころといのちの電話相談	691

※警察が関わった自殺未遂者やその家族で支援を希望する者に実施

②普及啓発

	区 分	実施回数	参加延べ人数
令和 5 年度	自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発	2	—
令和 4 年度	自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発	2	—

③人材養成事業

	区 分	実施回数	参加延べ人数
令和 5 年度	ゲートキーパー講座	5	123
令和 4 年度	ゲートキーパー講座	1	27

④八尾市自殺対策計画審議会

	内 容	開催回数
令和 5 年度	自殺対策計画を策定するにあたり、自殺対策の推進に必要な事項等について審議するため設置。来年度以降も開催し、PDCAサイクルを通じて自殺対策を総合的に進める。	4
令和 4 年度		1

⑤自殺対策推進会議

	内 容	開催回数
令和 5 年度	庁内における推進体制の一層の強化を目的とし、市長をトップとした構成員で設置。部局を越えた連携のもと、包括的な自殺対策の取り組みのさらなる推進を図る。	2
令和 4 年度		1

8. 放射線業務（根拠法令：地域保健法、医療法等）

保健所におけるエックス線撮影

接触者健康診断は、感染症法第17条及び大阪府の結核健診方針の趣旨を踏まえ、所内及び所外で胸部エックス線撮影を行っている。

①所内のエックス線撮影件数

区 分	開催回数	撮影件数					
		管 理	家 族	接触者等	集団発生（再掲）	施設利用等その他	合 計
定 例	21	47	11	29	0	0	87
定例外	14	9	0	10	0	0	19
合 計	35	56	11	39	0	0	106
令和 4 年度	35	65	39	69	0	0	173

②所外のエックス線撮影件数（検診車による委託検診）

区 分	開催回数	撮影件数					
		管 理	家 族	接触者等	集団発生 （再掲）	その他	合 計
定 例	0	0	0	0	0	0	0
定例外	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0

八尾市健康まちづくり宣言

(平成30年10月策定)

わたしたちは、自然と歴史が調和したこのまちで、
誰もが自分らしくいきいきと暮らすことを願っています。
この願いを実現するため、わたしたちが大切にしている
地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、
みんなの健康をみんなで守る“健康コミュニティ”を
育んでいくことをめざし、
ここに八尾市の健康まちづくりを進めることを宣言します。

わたしたち八尾市民は、

- 一．みんなの健康のため、みんなで力を合わせましょう
- 一．健康でつながる、笑顔あふれるまちをつくりましょう
- 一．日頃からいきいきと、こころやからだを動かしましょう
- 一．歯を大切に、感謝して楽しくかしこく食べましょう
- 一．健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みましょう

令和 5 年度 年報

令和 6 年 10 月 1 日発行

編集・発行 八尾市保健所

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目 2 番 5 号

TEL 072-994-0661 FAX 072-922-4965

刊行物番号 R6-97